

婦人に関する諸問題の総合調査報告書

概 要

昭和49年3月

婦人に関する諸問題調査会議



目 次

序章 現代日本の婦人問題	1
第1節 女性をめぐる今日的状況	1
第2節 女性と結婚をめぐる諸問題	6
第3節 女性と家族・家庭をめぐる諸問題	11
第4節 女性と職業をめぐる諸問題	17
第5節 市民活動とレジャーをめぐる諸問題	23
第1部 結婚についての要約と提言	29
第2部 家族・家庭についての要約と提言	35
第3部 職業についての要約と提言	42
第4部 市民活動についての要約と提言	56
第5部 レジャーについての要約と提言	61
(参考資料)	
1 婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱	69
2 委員、専門委員等名簿	72

序 章 現代日本の婦人問題

第1節 女性をめぐる今日の状況

戦前の日本における女性の地位は、いうまでもなく、極めて低かった。封建期以来、「三従の徳」を女性の道としてきた伝統は、明治維新後の近代日本の中に、長く生き続けてきた。幼にして女の子は、男の子に比して軽視され、長じて結婚するときも、まさに文字どおり家の女として嫁入りすることが当然とされた。嫁して後も、女性は夫に従属する立場に置かれ、法律的にも無権利に近い状態に甘んじなければならなかった。学校教育においても女性は差別され、職業に就くことも蔑視される場合が多かった。選挙権が拡充されても、女性に参政権をとという声は大きくならなかったから、社会的な諸活動はもっぱら男性によって担われ、女性は内を守ることをもって本分とすると考えられた。男女同権という思想が欧米から入ってきたが、それは大多数の女性にとって理解しがたいことであり、理解したとしても夢であったといつてよい。

それだけに、このような低い女性の地位を高めることは、戦前の先進的な女性において切実な願望となった。少数の目さめた女性たちは、女性の解放をめざして困難な運動を始めた。明治から大正、更に昭和へと時代が推移するにつれて、女性の低い立場に根差す矛盾も漸次大きくなり、これを意識する女性も多くなったが、先覚的女性たちの運動が大きな力として日本を動かすまでには至らなかった。意識の進んだ女性たちの女性解放の願いは、こうして、伝統的な家制度と、これを支持した国家や社会の壁に阻まれて、現実のものとはならなかった。

その壁は、戦後の新憲法が両性の平等を明記するに及んで、大きく打ち破

られた。敗戦は、日本の国家や社会に多くの民主的な改革をもたらしたが女性をめぐる諸問題に関しても、変革と称してもよいほどの転換の条件を与えた。それは、先進的な女性たちにとっては、当然のことであつたにしても、多くの日本女性にとって、途迷いを感じさせるほどのものであつた。このような大きな状況の変化の進行の中で、一時途迷つた女性たちは、まもなく、自分たちの将来が明るくなることを知つた。日本の女性にとって、全く新しい時代が開かれたというわけである。

しかし、法的制度の基本原則において男女両性が平等になつたとしても、女性をめぐる諸問題が一挙に解決されたことにはならない。社会慣行としての制度は、法的制度の改革後にも存続する。男女差別の家庭や社会の中で形成されたパースナリティも、容易に変わるものではない。意識が變つたとしても、現実の行動がそれに伴わないということも普通のことである。このような制度や人間における変化のずれが、一層問題を複雑にするという面も決して少なくはないのである。

日本国憲法制定以来四半世紀を経た今日においても、以上のような問題点は、依然として解消してはいない。戦後における日本女性の地位は著しく向上したといわれる。戦前に比してはるかに強くなつたという意味で、女性がナイロンの靴下と同列に挙げられるのも、あながち誇張ではない。また、復興から成長に転じて以来、日本の社会経済の顕著な発展の中で、女性の進学率が高まり、大量に職場に進出した女性の生産労働に占める比重が大きくなつたことも、戦前と比べる場合、目を見張るほどの変化であるといつてよい。社会の諸分野における女性の活動も、めざましい拡大を遂げたといえるであろう。敗戦直後途迷つた女性の意識が、著しく高まつたことも、ここに付け加えるまでもないことである。

しかし、それにもかかわらず、あるいは、その故に、現代日本の女性をめぐる諸問題は、諸制度や人間個々人における変化のアンバランスの中で、いろいろの矛盾を提示している。女性の地位に関連する各種の制度が変わっても、その制度の実現を阻もうとする男性の力が、自覚が高まっただけに女性を苦しめていることもあるだろう。また、女性の間においても、戦前の束縛のある時代に人間形成された世代と、戦後に成長した世代との葛藤がみられ、それが女性の問題をゆがめている場合もあるであろう。同じ世代にあっても、置かれた立場によって、解決の方向が分かれることもあるに違いない。法律的制度の上で解放されただけに、戦後の女性の立場や考え方は多様化しており、このことが婦人問題をめぐる今日の状況を複雑にしているともいえるわけである。また、現代においては、両性の生理的差異を前提とした女性ないし母性の保護が、新しい角度から検討される時期になってきている。現在の日本は、女性をめぐる諸問題についても、文字どおり過渡期であるといってもよい。過渡期であるだけに問題は多岐にわたるし、それぞれの問題における矛盾も大きいのである。

1 現代日本女性の意識と行動

このような日本女性をめぐる今日の状況こそが、この報告書を作り上げた「婦人に関する諸問題調査会議」を発足させたのである。この調査会議は、序文にもふれられているように、衆参婦人議員懇談会の要請などもあって、総理府に設けられていた「婦人関係の諸問題に関する懇談会」で検討され、昭和47.48両年度にわたって調査研究討議する会議として活動することになった。

調査会議は、その発足が決った47年度の初頭、後にふれる大規模な意識調査の企画及び調査票作成を精力的に進めるとともに、この調査会議の

調査研究活動をどのように展開するかという基本的な問題をめぐって数日にわたる討議を重ねた。この討議は、調査会議のメンバーの中から選ばれた企画小委員会の委員、及び後に専門委員として活動された諸氏によって行われた。

そして、調査会議は、何よりもまず、現代の日本の女性が、いかなる意識をもち、いかに行動しているかを明らかにすることをもって最大の課題とすることにした。この会議の総括的テーマ「現代日本女性の意識と行動」は、現代日本の女性の実態を総合的に解明しようとした調査会議の姿勢を示すものであった。

そして、この総括的テーマへの中心的なアプローチの視点は、「家庭と仕事ないし職業との接点」の探求ということに示された。それは、調査活動を進めてゆく上での大きな柱となったのである。しかし、調査会議は、この視点を基調としながらも、現在の問題状況の中で、家族ないし家庭、及び、職業の問題以外にも、重要な問題があると考え、結婚の問題、更には市民活動やレジャーの問題も取り上げることにした。こうして調査会議は、結婚、家族・家庭、職業、市民活動・レジャーという4部会編成のもとで、相互に緊密な連絡をとりながら調査研究を行ってきたのである。

2 婦人に関する諸問題調査会議の調査活動

婦人に関する諸問題調査会議は、上述のように、調査活動の企画や方針の討議と並行して、各部会共通の基本的調査として、初年度中に、大規模な意識調査を行うことにした。それは「婦人に関する意識調査」（以下「総理府意識調査」と略す）と呼ばれ、47年8月のブリテストを経たのち、全国2万人の女性を対象とした総合調査及び対比のための3千人の男性の調査、更に同じく3千人の農家主婦調査として、同年10月から

11月にかけて実施された。そして翌48年2月、この対象の中から特定のグループを選び「子供のしつけ」及び「職業と家庭」を主題とする追跡調査を試みた。

この調査の進行と並行して、各部会は、47年秋より、それぞれ有識者や専門家を招いての意見聴取、現地に出向いての実情調査を精力的に行った。そして、総理府の調査として行った意識調査のほか、労働省の調査としても「婦人の地位」を主題とする実態調査が、この年度内に試みられたのである。

総理府意識調査の結果は、48年4月10日の「婦人の日」の前日に発表されたが、調査会議は、この結果を分析することをもって、48年度の調査活動を再開した。この結果をふまえて各部会は、更に意見聴取や実情調査を重ねるとともに、企画小委員会で討議したうえで、次のような特定項目調査を行った。すなわち、結婚部会と家族・家庭部会は、「配偶者選択の要因及び娘の地位に関する調査」を試み、職業部会は、「婦人の職場進出に伴う保育問題調査」、市民活動・レジャー部会は、「婦人の生活時間とレジャー」を主題とする調査を実施した。

そして、これらの調査の整理分析の過程で各部会は、報告書の執筆に着手し、この執筆の参考とするために、9月前橋市及び名古屋市で地方シンポジウムを、10月東京で中央シンポジウムを開催した。これらのシンポジウムでは、委員及び専門委員が問題提起を行った後、討議参加者の意見を聞いたわけである。

その後、各部会はこの報告書の作成に専心し、執筆担当の委員及び専門委員による拡大企画小委員会で数次にわたる調整を経て、報告書原稿を完成したのである。

この報告書では、その結果を、第1部・結婚、第2部・家族・家庭、第3部職業、第4部・市民活動、第5部・レジャーとしてまとめたが、それらの調査研究結果の記述に先だち、ここでは、各部の調査研究が問題とした諸点ないし問題意識について、簡単に以下の諸節でふれ、本報告書の序章とすることにした。

第2節 女性と結婚をめぐる諸問題

第2次世界大戦に敗れるまで、大多数の日本人の家族生活は、「家」を中心に営まれてきた。そこでは、祖先から受け継がれた「家」をより繁栄させ、これを子々孫々に至るまで維持存続させることが、第一義とされていた。結婚も多かれ少かれ、「家」の継承者を得る手段とみられた。結婚は、夫婦となる男女当人同士の結合より以上に、「家」と「家」との結合の意味をもち、女性は、妻である前に、「家」の女としての嫁であることを要求された。

こうした「家」本位の結婚では、配偶者の選択も、家柄とか家産・家業などの「家」の社会的地位を基準として、「家」の代表者たる家長によって行われ、結婚する当事者、特に女性の意志は、多少とも無視された。「家」のつりあいが縁組の前提条件であり、場合によって、幾らか条件の低い家から嫁をもらう方が望ましいとも考えられたということは、結婚及び結婚に続く嫁入り先きでの女性の地位を、明らかに示しているといつてよい。

このような状況のもとで、恋愛が一般に否定的にみられたこともいうまでもない。「男女7歳にして席を同じくせず」という言葉に代表されるように、男女は別学を原則とし、若い男女は社会的に隔離されていた。結婚前の青年男女の交際はもちろんのこと、婚約成立後の交際も、多くの場合、ほとんど行われなかった。このように社会的に隔離された男女を結婚に結びつけるに

は、媒介者が必要となる。仲人は、結婚の相手を紹介するだけでなく、結婚に至る一切の準備を整え、結婚後の夫婦生活の相談相手にもなり、結婚についての連帯保証人的な役割を果たした。それだけでなく、この仲人が仲人親と呼ばれ、実父と並ぶもう一人の親とみられた場合も少なくなかった。一部の農村における親方子方（親分子分）慣行は、その典型であった。そして、このような仲人の存在が、勝手に結びついたものではないという証明、すなわち、結婚の社会的正統性を保証することを意味していたことも重要である。今日の恋愛結婚においても、結婚式に媒酌人として仲人が求められるのが、それは、この正統性の証明という伝統的機能が生き続けているからであるともいえるであろう。

こうして、結婚は、一般に女性が夫の「家」に嫁入りすることであったから、戸籍の上でも、彼女は既存の婚家の戸籍の末尾に記載された。その入籍が、結婚直後に行われることは稀であったのであり、多くの農村では、家風に適応し嫁として受け入れられると認められた後に、あるいは子供が生まれそうになって籍を入れることも普通のことであった。嫁は、何よりもまずしゅうと・しゅうとめに仕えねばならず、夫の親たちに受け入れられないことが、離婚につながる場合が少なくなかった。結婚をめぐる女性の地位は、極めて不利であり、不安定であったというわけである。

このような「家」本位の結婚も、日本の経済が発展し、その社会が多少とも近代化してゆくにつれて次第に変化してきた。婚前の交際もなく、親たちが縁組を決定し、結婚式の当日まで相手の顔も知らなかったというような不合理は、だんだん少なくなっていった。特に都市化の進展に伴って、この不合理を避けるために、写真を見せ合うことから始まって、互に顔を見せ合う見合の慣習が生れた。この見合も、初めは結婚の準備が整ったうえで行われ

るものから、見合の後に結婚するかどうかを決定するというように、選択の機能をもつようになった。いわゆる見合結婚のパターンが成立してきたのである。

こうした過程は、結婚が「家」を主体としたものから、結婚する当事者個人のものに移行してゆくプロセスを歩み始めたことを意味するといえるであろう。そして、戦後における家制度の廃止は、この移行を決定的なものにした。憲法は「婚姻は男女両性の合意のみに基づいて成立する」と宣言し、自由な個人の主体的選択による結婚が理想とされることとなった。昔にみられた家のための手段としての結婚は完全に否定され、男女の愛情の結実としての結婚そのものが目的とされるようになったのである。それは家本位ないし家族主義的な結婚観に対して、個人主義の結婚観が価値観として正当性を認められたということにほかならない。末尾に入籍記載された女性は、今や結婚によって「家」に嫁入るのではなく、新しい家族を作るという意味をこめて、結婚とともに新しい戸籍を作るようになったのである。

こうした結婚の社会的意味の変化の中で、現代の女性の結婚に対する意識と行動は、どのように対応しているであろうか。「家」本位の結婚から個人本位の結婚へと転換したといっても、その転換が完全に行われているわけではない。昔ながらの伝統はなお残っているし、新しい問題も生れてきており、結婚をめぐっても多様化した過渡期の諸問題がみられるといわなければならない。

1. 結婚の意味と考え方

現代日本女性をもつ結婚についてのイメージはどのようなものであろうか。またその実態の中にみられる特徴は何であろうか。こうした問に答え、これを現代社会の中に位置づけるとともに、問題点を浮び上げようとする

るのが結婚部会の課題であったが、その場合、まず問題になるのは、結婚という概念の定義である。

現代の若い世代の間では、結婚とは愛と性による結びつきであるという考え方が支配的だといわれている。しかし、結婚には、それ以外に、社会的承認、法的承認、永続の意志、子供や親との関係、結婚後の役割分担を含めた家庭像までが、多かれ少なかれ含まれている。したがって、結婚は、単純な一義的概念として考えることはできず、幅の広い複合概念としてとらえられなければならないのである。

しかも、こうした複合概念には、歴史的・文化的変化に伴って、変化しやすい部分と変化しにくい部分とが含まれている。例えば、旧来の家と家との結婚という形態は急速に崩れてゆき、本人同士の意志に基づく恋愛結婚主義にとって変られているが、適齢期という考え方はいまだに強く残っているし、結婚式における家的結婚形式は容易に改められない。また、新しい核家族においても、「夫-妻」という夫婦関係中心の水平構造への移行は弱く、「親-子」という親子本位の垂直構造は、戦前とは性格を異にするとはいえ、依然として変わっていない。その故に、結婚という複合概念は、重層構造をもっているという視点を無視するわけにはいかない。いわば、非同時的なものが重層的な構造をとって同時に存在しているというわけである。そこから当然のこととして、戦後欧米的な方向に変わったとはいっても、日本人には、依然として、欧米人とは異なった、日本人独自の恋愛観・結婚観があるものと考えなければならない。結婚部会は、そうした問題意識にたって、結婚をめぐる日本の特徴を明らかにしようとしたのである。

2 結婚についてのイメージ

結婚は、現代の日本において、以上のように、社会の歴史的・文化的変化のもとで変容し、多様化し、流動化している。このような状況の中で、結婚がどのように考えられているか、これを明らかにすることが、結婚部会のまず第一の課題となる。総理府意識調査において、重点的に追求しようとしたのも、この課題をめぐる問題であった。この場合、上述のように、多様化し流動化している現実を考慮し、調査に当たっては、結婚について厳密な定義をあらかじめ与えることなく、多くの設問を投げかけて回答を求めたのである。そうすることによって、回答者の結婚イメージの実態を導き出そうとしたからにはほかならない。もちろん、結婚という調査の性質上、多少の当為的回答が生れることは避けられないが、このことを十分考慮したうえで、日本女性の結婚イメージを抽出、整理しようとしたのである。

3 結婚における日本の特徴と問題点

結婚観も実際の結婚行動も文化現象である以上、そこには伝統的に継承されたものと、外からの新しい観念との間に緊張関係が生ずる。その間にあって、日本人はどのような反応と選択とを示しているであろうか。結婚のイメージをとらえた後の課題は、この点についての実態を把握することであった。

この実態を解明するために、結婚部会は、現在婚約中の若いカップルを対象として、配偶者選択行動の実際の過程を分析しようと試みた。そこには、新しい結婚態度の受容によって古い矛盾を克服してゆく過程が示されていると同時に、新しい態度と新しい社会環境の接点から、別個の問題を生じつつあることが明らかにされた。また、結婚によってもたらされる家庭像や夫婦間心理のニュアンスにも目を向けたが、多くの幸福な家庭内においても、夫婦間における意識の落差や、いろいろのトラブルに当たって

の対応能力の弱さが潜在することが懸念されたのである。

更に、対応能力の限界を超える場合の結婚の破綻についても、多くの新しい問題が生じつつあることが知られた。日本の家庭は、いわば楽天主義的結婚観によって成立するかわり、内外から襲ってくるトラブルに対して抵抗力の弱さを示し、しかもその場合、離婚によらない潜在離婚を多発させ、新しい社会問題をつくり出している。

新しい社会変化は、旧い矛盾の解消に役立つけれども、また新しい問題をも生み出すのであるが、それは、結婚についても同様である。このような視点のもとで、結婚部会は、日本の女性の結婚観と実態の特徴を見出そうと試みるとともに、その基本構造と問題点を解明しようとした。それらは、第1部の諸章に展開されるであろう。

第3節 女性と家族・家庭をめぐる諸問題

日本の戦前までの家族においては、親子関係が夫婦関係よりも優先した。しかもその親子関係の中で最も重視されたのは、家長としての父と相続者としての長男という関係であった。したがって、この関係に連ならない女性は、必然的に軽視されることになり、家族内における地位も低くならざるを得ない。家長から長男へと連続的に継承されてゆく「家」が重視された家族生活の中では、婦人が男性と対等の人格と考えられる余地はなかったというわけである。

前節で指摘したような結婚によって嫁となり、婚家の一員となった女性には、忍従の生活が期待されたが、その嫁の時代を経過し、主婦の時代に移っても、相対的には高まるとはいえ、家長としての夫に対して従属的な地位にとどまることに変りはなかった。そして、隠居となって主婦の座を嫁に譲り

渡した後には、相対的に高まった地位も、年とともに急速に低下し、老いては子に従うことを当然としなければならなかった。男性本位の家制度のもとでは、家族生活における男女同権は、説くことさえ愚かであったといっても過言ではなかった。

そして、女性は、外に出ないで内を守るものと考えられ、家庭を出て職に就くことも女性の常道ではなかった。家族計画という考え方もなく、多くの子供を生み、その育児に専念した女性は、末子の養育から解放されるとき、再び孫の世話をするというようなライフ・サイクルの中で、社会的な活動をすべて男性にゆだねるという家庭中心の生活に終始したといつてよい。もちろん戦前日本の家族が、すべて親子二世代更に孫を含めて三世代の夫婦が同居するという形態をとったわけではない。出生地を離れて都市に職場をもつものは、長男でも故郷の親とやむなく別居して夫婦家族の家庭をつくったし、農村にあっても、分家した次・三男は、その家を創設した段階でみる限り形態的には夫婦家族であった。しかし、その分家は、直系家族への展開を予定するものであったし、都市の夫婦家族においてさえ、日本的直系家族における「家」の精神は生きていた。これらの家族においても、女性が内としての家庭を守ることは当然のことであったし、彼女たちが男性に従属した点では変りはなかったのである。

このように男性に比してはるかに低かった女性の地位は、戦後急速に高まった。戦後日本の家庭は民主化し、家庭婦人の地位は家族内においても、社会的評価からみても著しく向上したといわれるが、それは決して過大評価ではない。確かに、夫の経済的扶養を受ける従属的な地位で忍従と強制を甘受させられ、制度的にも準禁治産者と同等に扱われてきた戦前と比較すれば、人権の平等と情緒的和合を基底においた戦後の家庭では、女性の地位が大き

く向上したといつてよいのである。そして、せいぜい2人、多くても3人程度しか出産しなくなった家庭婦人が、子供の養育から解放されて職場に再進出するという、いわゆるM字型のライフ・サイクルも現われてきたし、消費市場にかなりの影響を及ぼすような消費者運動の担い手となるようになり、市民活動・レジャー部会が扱う市民活動にも多少とも参加するようになるほど、社会的にも家庭婦人の地位と役割は再評価されつつある。

また、戦後20数年を経た日本の家庭は、急激な産業構造の変化や都市化の影響を受けて、その生活パターンに多様化を招来している。もとより世界各国、特に先進諸国の家庭生活をみても、都市と農村で違った生活態様をもちながら、それは明らかに多様化しており、若い世代のコミュン家族から老人世代の一人暮らしに至るまで、実に種々様々である。そして家庭の本来的機能とされている家事・育児機能や情緒的安定性において、家族関係の緊張と不安が問題化し、社会福祉への移行とその限界が問われている。その意味において家庭生活パターンの多様化は、一人日本だけの問題ではない。

しかし、日本においては、人口構造や産業構造の変動が、戦後の極めて短時日の間に生じたため、欧米先進諸国に比べても、家庭生活の変貌と多様化は急激であるといわなければならない。この急速な変動の中で、テレビ・電気洗濯機・冷蔵庫・電話など家庭生活の物的手段に関する普及率は、各国に比較しても、まさに眼を見張るほどになった。しかし他面において、家庭のストックや住宅、下水道など公共性の高い資源は、欧米に比べて、その成熟度が極めて低く、日本の家庭は底の浅い物的環境の中に置かれている。

また、家族関係をめぐっては、農村家族の世帯主の出かせぎ、都市家族における夫の単身赴任・海外勤務、三交替勤務などによる留守家族の問題が社会問題として現われている。

これらの問題は、もちろん、戦前にもなかったわけではないが、現代では、それらが例外的局地的な問題ではなくなっているだけに、社会問題化しているというわけである。

こうした家族、家庭の変貌と多様化が進行する中で、女性の意識と行動は、どのように変化し、対応しているのだろうか。

1. 核家族化と女性の意識行動

産業構造の変化による雇用労働者の増大と離村向都による都市人口の増加などによって、家族構成の規模が縮小し一組の夫婦と未婚の子女からなる核家族形態は、急速に多くなってきた。そのために、家族に負わされてきた様々なサービスの機能は、社会化せざるをえなくなっている。したがって、家庭生活への社会福祉的対応がなければ、核家族化した家庭生活の安全を確立することはできないといわなければならない。これが核家族化の進行に伴う重要な問題点の一つである。

核家族化のいま一つの指標は、家族関係において夫婦中心のファミリー・カルチャーが定着しているかどうかということである。

とりわけ、この指標は、女性の家族・家庭における意識と行動にかかわる。家事・育児などにおける夫婦の役割行動、役割の協力や弾力性がどの程度に意識され、日常化されているかということである。

ところで総理府意識調査でみる限り、夫婦の役割意識では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という伝統的な考え方が支配的であり、日本の婦人たちは、一般に、女性の家事・育児について「やりがい」を認めている。子どもの保育についても、母親は当然の責任として処理しており、そのための困難を感じているものは少ない。したがって家族形態上は核家族であっても、人間関係構造は夫婦中心ではなく、直系家族的な親子中心の家庭

が望まれており、大勢としては、安定した「憩いの場」として家庭生活に満足しているようにみられる。しかし、この故に現代日本の大多数の家庭は安定していると速断するわけにはいかない。そして、出かせぎ家族や三世代家族の調査結果に当たってみると、家庭内の役割の顕在化した葛藤や潜在的な不満が存在することを指摘できるのである。

2. 家庭婦人の社会的地位に対する評価

日本の標準的家庭において、主婦は子育てを女の生きがいとしているが、家事労働をも含めての家庭の主婦の役割に対する社会的評価は必ずしも高くない。老親の身の辺の世話をする女性の役割においても同様である。

総理府意識調査においては、妻の社会的評価に関する指標の一つとして、法的相続分についての意見を聞いているが、親の面倒をみる子供への相続分を多くしたいという評価はあるものの、妻の法定相続分についての知識をもつものは少ない。35歳以上の女性には老後に不安をもつものが多いにもかかわらず、おそらく年金の遺族支給基準に関する正確な知識をもっていないものが多いのではなかろうか。

女性の家庭における家事・育児的役割に対する社会的評価は、家政婦などの職業的労働による賃金と比較して評価されがちであるが、いわゆる内助の功には、金銭的評価だけでは律することのできないものがある。金銭的評価は元来生産の論理に属するが、家庭における家事、育児の役割は評価の次元を異にする生活の論理に属するからである。例えば、家庭生活に対する主婦の情緒的安定への役割貢献度は、生産の論理からすれば零の評価しか与えられないかもしれない。育児や老親の世話などで家庭における福祉的労働に対しても、私的な金銭的評価でなく公正な社会的評価がなければ、家庭婦人の従属的地位を実質的に向上させることは望めないかもしれ

れない。こうした問題点の中に、家庭婦人の問題の難しさがあるのである。

3. 家庭教育における女性の役割

母親の子供に対するしつけの役割は、現代家族の機能として重要視されているが、総理府意識調査からみると、「他人に迷惑をかけない子」に育てたいという消極的な目標を掲げるものが多い。そして、公共性あるいは国際性を身につけた子供を育てるという積極的な目標では、現実の行動と理想との間に、かなり大きなずれがみられる。また、子供のしつけにおける性的差別についても伝統的であることは、とりわけ結婚前の娘の行動への干渉において極めて象徴的に現われている。子供のしつけに関して夫にどのような協力を期待できるかについて途迷いながら、それを妻の責任として引受けているのが平均的な母の姿であるといえよう。こうした諸点においても、問題は決して軽くないといわなければならない。

4. 女性の老後観

女性の老後不安は、末子の独立期、夫の退職期、夫の死亡時にいかに対応するかにかかわる。とりわけ日本の家庭婦人では子供への期待と依存が強いが、このために、老後における子供の家族への同居志向が高くなっている。老後不安の解消策として、夫や社会的活動へ志向するものが少ないことが、逆に子育てに生きがいを求める原因ともなっている。しかし、子供と同居して老後生活の保障を全面的に求めることは、今後ますます期待しがたくなるに違いない。ここにも大きな問題がある。

この点、子供をもたない独身中高年女性の老後観においては、社会保障や社会福祉への要求が、最も切実さをもっていることが、総理府意識調査においても鮮明に現われているが、それは、特定層の女性に限られる問題ではないはずである。

家族・家庭問題は、もとより以上、1から4に上げた諸問題につきるわけではない。家計管理における妻の地位や、財産所有状況と相続権の行使及び税制における主婦の取扱い方などにみられる家庭内での女性の法的地位についても問題を指摘する必要があるであろう。家計管理や家庭内での法的地位などの調査の中では、家庭内における女性の地位が向上した部分と、逆に家庭内の役割に対する社会的評価の低い部分とが、具体的に浮き彫りにされているが、そのような問題をどのように解決するか、それは容易な問題ではない。

家族・家庭部会は、これらの多岐にわたる女性の家族・家庭をめぐる諸問題を調査研究し、分析を加えたが、その結果は、第2部の第1章から第5章において論じ、その分析に基づく若干の提言を最後の第6章に示した。

第4節 女性と職業をめぐる諸問題

既にふれたように、戦前の家制度のもとでは、男性が外で働き女性は内を守ることをもって原則とした。もちろん、この場合にも、農家や商家において女性が自家労働に従事することは当然とされた。それは、内を守ることと矛盾するものではないと考えられたからである。

このような前近代的な生産様式に即応した家制度と家族主義的イデオロギーは、日本が明治維新後資本主義的な経済発展の道を進むようになって、根強く存続した日本の資本主義的経済発展は、まず紡織産業から始まり、それは、かなり長い間大きな比重を占めた。その紡織産業労働の担い手が主として女子であったこともいうまでもないことである。女性は、この意味においては、かなり早くから職業に就いたともいえるわけである。しかし、これらの産業で働く女性は、「女工哀史」を連想させるような惨めな低賃金労働

者であった。彼女たちは、貧しい農家や都市下層貧民の子女が、家計を助けるためにやむなく就業している「女工」として概念された。それは、哀みの対象であるとともに蔑視の対象でもあった。

このような訳であったから、その後日本の資本主義経済が軽工業から重化学工業へと展開していても、女性の職場への定着はほとんどみられず、労働力構成に占める女性の比重はむしろ低下した。そして、このような経済の発展につれて、第三次産業に就業する女性が漸次生れてくるが、女子商業学校出身者等の女性の就業についても、どちらかといえば、女工に対するのとあまり違わない眼でみられた。そして、これらの女工や女店員は、ほとんどすべてが結婚とともに職場から去って家庭の人となった。その家庭が夫の収入のみで生計を維持することができない場合にも、主婦は、極度に安い内職賃金に家計補充の道を求めるにとどまった。

もちろん、戦前においても、女子の高等教育が漸次拡充されるにしたがって、世間的にみて一応尊敬されるような職場に入る女性も現われてきた。例えば、学校の女教師などはそれである。そして、その他の職場に、いわゆる職業婦人としての活動をする女性も生れた。しかし、これらの職業婦人たちも、一面畏敬されながら、他面、白眼視される対象であったことは、否定しがたい。そして、有能な職業婦人といえども、職場における男女の同権を主張することは不可能でもあった。

このような職業と女性をめぐる偏見は、戦時体制下における多量の未婚女子に対する強制的な勤労働員によって幾分弱められた。勤労働員は、いわゆる良家の子女をも工場に引き出したからである。

この勤労働員は、敗戦とともに止んだ。その敗戦は、女性と職業をめぐる状況に大きな変化をもたらした。戦後社会の出発点において、女性の人権が

確立され、男性との同権が認められたことは繰り返すまでもないが、それとともに、女子労働保護の原則も確立された。貧しいが故に、前借に縛られ、長時間の労働を強いられ、栄養不良と疲労から肺結核などの病に冒された女工から連想されるような女子職業のイメージは、もはや昔のこととなったのである。

そして、戦後の廃墟の中から立ち上がった日本経済は、26年頃から徐々に経済の復興を成し遂げ、30年以降、先進国からの技術導入による技術革新や設備合理化により高度経済成長への道を歩み出した。その結果が生産性の向上をもたらしたことはいうまでもないが、その経済の急激な膨張は、この生産性の向上にもかかわらず、年とともに多量の労働力を必要とするようになり、若年労働力を中心として、常に労働力不足の状態を続けた。そして第二次産業の成長に伴って第三次産業の職場も著しく拡大していった。こうした発展が、女子労働者の広汎な職場進出を促進する一つの大きな要因となったのである。女子就業者数は高度成長過程の中で、年々上昇し続けてきており、現在の雇用者総数に占める女子の割合は、約3分の1となっている。

このようにして、女性の職業への進出は、めざましいものがある。しかし、彼女たちの職場における地位は、全体的にみる場合、相変らず最末端の座を占めているといっても過言ではない。量的拡大が、必ずしも質的な向上に結びついていないところに大きな問題があるのである。

これらの女子労働者が、現在いかなる職業的条件のもとで、どのような意識をもつて働いているか。女性にとって、職業生活を続けてゆく上で、家庭生活との緊張関係は大きい。この問題が職業についている女性に何を現在もたらしているのか、その両者を両立させる道は何処に求められるか。また、男女平等の原則と女子労働保護の原則が、戦後確立されたといったが、それはどう着する問題点を内包している。その実態はどうであるか。こうした諸

問題が、職業部会の主要な問題点であった。もちろん、職業をもつ女性は、雇用労働者だけではない。農家や商家で自家労働に従事する女性も重要であるし、内職に従事する女性の労働も無視できない。また、各種のサービス産業に不安定な雇用条件のもとで働いている女性も、日本ではかなり多い。しかし、職業部会としては、雇用労働者に調査活動を集中し、自営業主婦の中で最も大きい比重を占める農家の主婦を取り上げるにとどめざるをえなかった。

1. 現代女性の職業観と差別感

上述のように、戦前の日本においては、女性の職業について偏見がもたれた。戦前の調査があるわけではないから推測するほかはないが、おそらく女性の職業に関して意見を求めたとすれば、大部分の答は「女性は職業をもたない方がよい」に集中したであろう。そうだとすれば、総理府意識調査に示された、この答の8%という数字は、偏見がほとんど完全に解消されているとみてよいことを示している。

しかし、総理府意識調査においては願望が入り込む点を割り引かねばならぬと考えた場合、子供ができてみずっと職業を続けるという女性が決して多くなく、まだ少数であるといわねばならないことも、現在の状況を示すものというべきであろう。なぜこのように職業生活継続志望の女性が少ないのか、それを可能とする社会環境作りができていないのではないかも問題となる点である。しかし、いづれにしても女性が結婚・出産を機に家庭に入るということが、職場における女性の立場を不利にしていることも忘れてはならない。そして、この故にまた、職場にある女性で男女差別を感じるものが意外に少ないという点がからまってもくるのである。子供の世話がいらなくなったら再就職しようとする女性は、かなり多いが、その再

就職の道を拓げにくい条件が女性の安価な労働力に対する需要であることも、以上のような問題の中に含まれている。そして、こうした職業と女性の問題をめぐって、男性の方がはるかに保守的であることも、次の問題と関連して考えさせられる点であるといえよう。

2. 長期就労化に伴う問題

経済の高度成長に伴う産業構造の変化とともに女性の就業の上にも変化がみられるようになった。多くの女性にそうであったように、職業は結婚という永久就職までの腰掛仕事であった。それは、現在、子供が生まれるまでに延長されようとしている。このような動きの中で、女子雇用労働者の平均勤続年数、平均年令なども、わずかずつではあるが上昇してきている。そして、これとともに、なお量的には少ないが、長期にわたって就労する女性も生れてきた。子供ができて職業を続けたい現在約1割の女性の願望が現実化すれば、長期就労化は一層大きい問題を含むといわなければならない。そして、この問題は、後に問題とする女性の専門職業化やそれと関連する能力開発ともつながることなのである。

このように、結婚し出産しようとも長期、更に生涯の仕事として職業に女性が従事しようとする場合、いかにして、職業と育児や家事とを両立させるかということが重要な課題となる。それは保育所の問題とも関連するし、母性保護、育児休業等が職場でいかに配慮されているかという点にもつながるし、また、そのような女性と結婚して共働き家庭を建設する相手としての男性の問題、更に男女の役割分業という社会通念とも関係する。それらは、職業部会が追求した重要な問題の一つであったのである。

3. 平等と保護をめぐる緊張とどう着

前項で指摘したように、女性の長期就労化という傾向の中には、なお極

めて少数ながら専門職をそして管理職を志向して生涯職業に生きようという女性が増加してきている動きが含まれている。戦後、女性にも高等教育が大きく開かれた。大学が共学になって、既に4半世紀の歳月が過ぎた。このことを考えれば以上の動きも当然のことであった。職業に就かないで花嫁修業のあと生涯家庭婦人として過ごすという戦前パターンから、結婚まで就職して家庭婦人になるという戦後パターンに変わった女性と職業との関係は、結婚しても生涯職業を続けようとする女性が現われることによって、また再就職をしたいという女性が増えてきたことによって、極めて複雑になり、現在のパターンは、まさに多様化してきているといつてよい。

こうした多様化は、職場における女性の保護が、男女の平等を押し進めるための阻害要因となっているという側面を浮び上らせてくる。男女同一労働同一賃金が法制上は実現していても保護を必要とし必須としていることが、女性の職場進出の道を更に拡げていくことを阻害している面もある。そして、企業においても、これを前提として女性の能力開発に関して無関心であり、労働組合でさえ女性の専門職業化や管理職への昇進について同情的であるとはいいがたい。

現在は、このような状況の変化のもとで、女性に対しては何を保護すべきか、単に女性の問題としてではなく、男女を含めて労働に対する一般的な保護として推進してゆくべきか、そして、これとの関係も考慮しながら、いかにして男女の平等を職業の場においても実現すべきかを再考すべき時である。女性の大学進学率が、短大を含める場合、男性に劣らぬほどになっている現在、それは、少数の生涯職業生活追求者の中の更に限られた有識、有職の婦人の問題に過ぎないとはいえなくなっており、その故に、なお将来の問題として放置されてはならないのである。

4. 農家主婦の就業状態とその意識

職業部会は、先に断わったように、雇用労働者を最重点の対象として取り上げた。それは、雇用者において、職業と家庭生活との関連に多様化の傾向が最も端的に現われており、職場における男女の格差や女性の地位がすぐれて問題になるからであった。

しかし、他面自営業の主婦の問題も無視することはできない。特に、その中で農家の主婦は、農業労働・農外労働・家事労働という三重の負担に耐えている。その意味において農家の主婦は、相対的に劣悪な条件のもとで働いている女性たちが多く、同時にまた、日本経済の構造変化によるひずみを最も強く受けているグループであるといわなければならない。しかも、彼女たちは、今や青壮年男子を流出した日本の農業を支える基幹的労働力である。その重荷を軽くする道を探求することは容易なことではないが、せめて、その実態を明らかにすることが、職業部会にとっても避けがたい課題であった。総理府意識調査において特に農家主婦を対象とした調査を試みたのも、この課題を重視したからにほかならない。

以上のような問題意識をもって調査研究した結果は、第3部において報告されるが、本部会としては、働く女性の実態を明らかにし、安心して職業を続けることができるようにするためには何がなされるべきかを探求した成果が、女性と職業をめぐる厚い壁をのり越えるために、少しでも役に立ってほしいと願っている。この壁が打破されない限り、大きな前進は期待できないことを、調査研究の過程で痛感したからである。

第5節 市民活動とレジャーをめぐる諸問題

婦人に関する諸問題を調査研究しようとした調査会議は、女性にとって重

要な、結婚や家族、家庭、職業の問題と並んで、女性の社会参加の問題を、取り上げようと考えた。市民活動を対象とする部会が、上記三つの部会とともに、最初の段階から構想されていたということである。そして討議を進めるうちに、当時社会的に大きく取り上げられていたレジャーの問題をも、将来重要な意味をもつという点をふまえて、この部会において、調査研究してもらおうということになったのである。

女性の市民活動やレジャーの問題は、戦前において、ほとんど論議されなかったといってよい。繰り返し指摘されたように、内を守ることを本分とした女性は、対外的に社会的諸活動に参加すべきものではなかったし、家事や育児に忙殺された上に、経済的余裕にも乏しかったので、レジャーを楽しむ自由時間も、それに費やす金も一般にはなかった。戦前の女性も地域社会の婦人会に加入し、その活動に参加することはあった。しかし、そのような婦人団体は、一般に半強制的に加入させられたものであり、その活動も男性の諸団体の活動に従属し、これを補充するような補助的役割を担ったにすぎない。また、農村の女性、特に中高年の女性が農繁期の後に、苛酷な労働をいやすために米味噌をかついで湯治に出かけるという慣行がなかったわけではない。女性だけの講で楽しんだ例も普遍的である。しかし、それは、現在考えられているレジャーには、ほど遠いというべきであろう。そして、これらの活動にも、女性の地位の低さは、基底的にまつわりついていた。

このような状況は、戦後の女性の地位の向上によって変化するはずであった。たしかに女性の社会的参加は、戦前よりもめざましくなった。敗戦直後の窮乏期は別として、日本経済が復興から成長に転じて、若干のゆとりが生じたとき、いろいろの横文字が余暇活動を示す言葉として使用され、実際にも、ここにいうレジャー活動が、多少とも多くなっていった。しかし、その

レジャー活動の大部分は、男性が優先的に試み、女性は、その後を追いかけたといっても過言ではない。形式的に同様になっても実質的にはなお低い女性の地位が、そこにも反映されていたのである。

ところで、まず市民活動についていえば、すでに26年の第3回婦人週間のテーマとして「婦人の市民意識を高める。婦人の市民活動を推進する。」という課題が提起されている。当時、このテーマは、みずみずしく新鮮な印象を与えたが、他方、大衆には市民という言葉がなじまず途迷いが感じられたといってよいように思われる。諸外国では、日常生活の中に市民という用語が根をおろしており、市民活動なくしては民主社会は成り立たないと思われるが、我が国では、歴史的背景からも、その土壌が生まれていなかったからであろう。しかし、最近においては、市民、市民性、市民意識、市民活動というような言葉も、少なくとも大きな異和感なしに受けとられるようになっていく。市民活動については、後に定義するが、大雑把に言えば市民としての権利意識や義務感に基づいて展開される集団的な自発的活動であるといえる。そして、その言葉に値するような諸活動が女性によっても担われるようになった。それらの諸活動がどのように行われており、その中にどのような問題点があるか。それが市民活動・レジャー部会の第一の課題となったのである。

また、レジャーについてみれば、48年の経済的変動が衝撃を与える直前までは、我が国も先進国なみに余暇社会を形成しつつあるという考えが、一般にも実感として受け入れられ始めたかのようにみえた。特に最近の数年、労働時間の短縮、自由時間の増大、驚異的な経済発展による所得水準の向上生活に対する意識や価値観の変化を背景として、レジャー・ブーム、余暇時代といわれるようになった。そして、休日の増加や週休2日制が注目をひき、

余暇開発に関する機関や企業が盛んに活動を始め、レジャー産業が成長株として脚光をあびるなどして、レジャーへの関心は、この調査会議の発足当時、頂点に達したかの観があった。しかし、このような時代の動きの中で、レジャーに値する活動が実際にみられたであろうか。特に、それが女性の場合、果して家事時間の短縮、自由時間の増大、レジャー享受の進展という形で普通に考えられるように、現実化されているかどうか、そうでないとすればなぜであるか。これが、市民活動・レジャー部会の第二の課題とされたわけである。

こうして本部会は、市民活動とレジャーという今日的テーマを担当したが、それぞれを主として受け持った委員及び専門委員は、常時緊密な連繋をとりながら調査を進めた。そして、その結果の報告を、本報告の第4部及び第5部としてまとめたのである。

1. 市民活動と女性との関連

市民活動には、いろいろの内容の活動が含まれるが、大きく分ければ、次のような二つのタイプがあげられるであろう。すなわち、第一は、行政施策の不備や欠落を市民自らの力で自発的に補ってゆこうとする。いわゆる奉仕活動ないしボランティア活動的なタイプである。これに対して、第二は、強い権利意識を背景として、行政や企業に対し、生活課題に直接かわる新政策の実施ないし既定政策の変更、修正を迫ってゆく、いわゆる住民運動ないし市民運動的なタイプである。

本部会は、こうしたタイプの市民活動に女性がどれほど参加しているか、逆にいえば女性が参加している市民活動はどれほどあるかという点を量的統計的に把握することから出発した。そして、次には女性の市民活動参加の諸条件が、主として市民意識の成熟度という視点から分析された。ここでは、政治・社会問題・地域社会への関心という三つの基本軸を中心に女性の市民意識の成熟度の考察が進められ、あわせて、二つのタイプの市民活動に対する参加意欲の分析を通して、女性の市民活動展開の可能性が追求されたのである。

さらに、女性の活動参加を現に阻んでいる諸要因の分析が、市民活動非参加の女性層に焦点をしばって、個別面接調査によって展開された。活動

非参加女性の市民生活の実情や市民活動への態度が究明されることによって、参加を阻害する要因が、女性と社会との接触機会や、家庭における役割、更には夫との関係などにあることが浮びあがってくると考えられたのである。

そして、市民活動内部における女性の役割を、全国各地の市民活動集団について具体的に調査し、市民活動への参加の動機や、運動を進める中で意識や態度の変化、家庭と活動の緊張関係などを分析しようと試みた。そこでは、市民活動内部における女性の役割が、課題の発見とそのとらえ方の深化、運動の組織・拡大、日常活動の維持、推進の活動の方向づけなどの側面で、どのように発揮されているかが明らかにされた。そして男性の活動に比しての女性の活動の強さ・弱さ・長所・欠点を事実即してとらえ、活動内部における女性の地位を、それぞれの活動内容とのかかわりあいの中で追究しようとしたのである。

そのような調査研究の結果は、すべて第4部の記述に譲るが、それによれば、手離して喜べるほど女性の市民意識や活動が成長しているとはいえない。しかし、少なくとも今後の進歩の方向に頭を高く顔を向けながら、例えば歩みは遅くとも確かな前進をしており、その担い手としての女性の役割が重要であるということは、確実に確かめられたといってよいであろう。

2. 女性のレジャーにみられる実態

さきにもふれたように、35年以降、日本における労働時間の短縮の傾向が明瞭になるにつれて、レジャーへの関心は急速に高まってきた。しかし、労働時間の短縮が自由時間の増大に直接結びつくかどうか、また、レジャー活動は本来自由時間の中での個人的自主的な行動であり、更に、創造的行動も含んでいるといえるが、果して現実はそのようであるか、こうした問題は慎重に検討すべき問題点であり、労働時間の短縮＝自由時間の増大＝レジャー活動の増加というように単純的に結びつけることはできない。事実、すでに行われている内外の生活時間調査をみても、労働時間の短縮がそのまま自由時間の増大となって現われるとは限らないのである。

それは女性についても同様である。日本の場合では、NHKの生活時間調査が、35年から45年の10年間に、主婦の家事時間が増えこそ

すれ、減少しなかったことを示している。そして、この10年間に家事という女性の生活活動が大きく変質したのではないかと予想している。こういう事実のもとでは、主婦の家事時間の内容の中に義務的要素と自由裁量のきくレジャー的要素とが入りまじってはいないかというような検討も重要になってくるのである。

そして、女性のレジャー活動については、これまでのところ、知られていることよりも知られていないことの方が多く、このために本部会は、新しく調査を試みる必要を痛感した、そして、第1部にふれたように、本部会の特定項目調査として、「婦人の生活時間とレジャー」についての調査を千葉県柏市および松戸市の2つの団地の女性を対象として行うとともに、経済企画庁が47年に松山市で実施した「生活時間に関する調査」の調査原票を再計算して、その実態を明らかにしようとした。また、レジャー型主婦と非レジャー型主婦という二つのタイプを設定してインテュイティブな面接調査も試みた。

このような調査は、女性の自由時間及びレジャー活動についての、いくつかの特徴を明らかにすることができた。その調査結果は、第5部に記述されるが、全体としていえることは、レジャー時代といわれているけれども、日本の女性の自由なレジャー活動は、まだまだ実現されていないということである。特に、夫と子供、家族の制約は、直接的な影響を与えており、それは、更に、女性の一般的な社会的地位とも結びついていると思われる。ここでも女性の地位の真の向上が望まれるわけである。

レジャーをめぐっては、48年後半の経済的変動を契機にして、発想の転換が必要とされるであろうが、この故に、女性とレジャーの関連が軽視されてはならない。レジャー・ブームの中でも、女性のレジャーは自由でも豊かでもなかったのであるが新しいレジャーの堅実な将来的展望の中で女性が真にレジャーを享受する道が探られなければならない。レジャーとは、語源的には、自由な時間を学びに充てるという意味ももっていたといわれるが、このレジャーが、女性の教養を高め、社会的関心や政治的関心を強めるために利用されるようになることが、女性の地位を更に引き上げることにつながると思うからである。

第1部 結婚についての要約と提言

第1節 結婚の諸特徴と問題点

1. 恋愛結婚主義への志向と矛盾

日本人の伝統的結婚観は見合をとおしての「家」と「家」との結婚だと考えられてきた。しかもこうした結婚観の涵養は教育を通じて行われてきたともいえる。

しかし戦後は家制度の廃止、新しい結婚観の普及に伴って新しい恋愛結婚観主義が主流を占めるようになってきた。制度的には、婚姻は両性の合意のみに基づくとしているが、しかし現実では依然として周囲の賛同を得ようという志向が強い。結婚に当たって、親せき縁者を招いての盛大な披露、親せきへのあいさつ回り、また都市居住者の盆暮れの帰郷、中元、歳暮の慣行、墓参、法事、人不足のとき故郷からの応援、田舎で取れたものの送り届けなどは、核家族化といっても、そこに家族主義的紐帯の強さをなお残しており、核家族をとりまく日本的な家族社会的条件として留意する必要がある。したがって日本の結婚形態は、例え恋愛結婚であっても西欧とは違った結婚の形態であることに注目しなければならない。

日本の結婚は恋愛志向、高い婚姻率、適令期思想の三つが微妙に絡み合い、独特の結婚風土を形成している。しかし現在はこれら三つがバランスをもって展開する社会的条件が必ずしも十分に整っておらず、また結婚前の交際のルールも未熟なところに問題がある。つまり、社会的変動と結婚観の変化のずれが問題なのである。

2. 結婚観の多様化と流動化

一方、価値の多元化を背景として結婚観の個性化・多様化が進んでいる

が、その突出的現象として、フリーセックス、契約結婚、同棲、離婚の自由化、脱結婚、同性愛などの是認の思想がジャーナリズムの上にはんらんしている。しかし、全体的にみる限り、日本人の結婚観はその基層に保守的、伝統的なものをなお強く持ち続けている。したがって、フリーセックスに多かれ少なかれ賛意を示す女性も少数である。また性のために結婚するという女性も更に少ない。

しかし、若年層にとっては、恋愛結婚とは愛と性を中心としたものという考え方が浸透しているように見える。特にこうした考え方は24歳未満において顕著である。ただし、この考え方が、彼らが年をとり、実際に家庭生活を営むようになった後もなお変わらず続いていくものなのか、あるいは変わっていくものなのか、追跡調査のない現在では推測不可能である。ただ、個人の自由をたてまえとする恋愛結婚主義の浸透、核家族の普遍化、結婚や離婚を運命とみるよりも選択とみる考え方は、中高年層には受け入れにくいものであっても、若年層には比較的容易に受け入れられていることが示されている。日本女性の恋愛観・結婚観・家庭観を実際行動面で多様化し流動化していくのは、当然のことながら若年層である。

3. 新しい家庭における子供と夫

以上述べたように、若年層の恋愛結婚観においては、愛と性を中心とした考え方が強まりつつある。したがって、そういう考え方に基づいて作られた家庭においては、子供の位置が不確かなものになりがちである。ここに、現代の母と子の悲劇が生じる素地の一つがある。

一方において、より多くの家庭においては、子供が生まれると同時に、母の関心は夫婦中心から子供中心へと移っていく。企業体の強い管理体制と、職住分離のため家庭に在る時間の短い都会地の夫は、こうして家庭の

疎外的分子になっていく。つまり、恋愛結婚による夫婦の水平構造の家庭が、子供が生まれることで母子の垂直構造に変わり、同時に家庭内での夫の位置が不確かなものになっていく。もちろん、子の出生によって夫婦関係がより緊密になることもあるが、こうした状況は夫婦のコミュニケーションを疎遠にし、家庭の安定性をそこなうことになる。問題はそこから派生してくるのである。

確かに、日本的な恋愛結婚主義と核家族化はマイホームの名のもとに、しうと、しうとめとのトラブルを少なくし、また子供を恵まれることで、家庭の新しい幸福を増す場合が多い。しかし、現代の核家族内における新しいモラルと秩序はまだ手探りの状態であり、現代社会の外圧は核家族内の人間関係を希薄化する方向に働く場合が多い。現代的なマイホーム主義といっても、その中における人間関係が時とともにますます緊密化し安定度を高めていくという保証はないのである。このことは、都会地の家庭だけが当面している問題ではなく、出かせぎが常態化している農村家庭においても、夫不在は社会問題化しており、離婚、別居、蒸発などの難問を続出させている。そうした結婚のざ折においても、法的問題や福祉対策の面から、潜在離婚という問題がより重要な課題となってくる。

日本はその近代化の過程の中で家族主義を強調しながら、現実には家族のための社会的条件の整備という施策は放置してきたといえる。現代の日本人の結婚観、特に若年層の結婚観の中に、愛と性を中心にした人間的つながりを求める風潮は充分に理解できるけれども、結婚の幸福と安定は個人的にのみ達成される問題であり得ない。そこに広い意味での結婚教育及び結婚と家庭保持のための社会的条件の整備と充実が痛感されるのである。

第2節 提 言

1. 男女交際の場の整備

恋愛結婚への志向と配偶者選択の第2次、第3次領域への移行は、古い日本社会にみられたようなコミュニティーによる婚前教育、交際などを無力なものにしてしまっている。都市化の進むなかで、青年層にとって娯楽場はあっても明るく自由な男女交際の可能な場は不十分である。サークルやクラブの未成熟な社会では進んでその整備と充実が図られることが必要である。

また、結婚紹介事業も十分に青年層の需要を満たしていない、その満たされない多くの人たちが、営利を目的とする私設の紹介業者の門をたたいていることは、必ずしも歓迎すべきことではないであろう。同時に結婚紹介事業において、幸福な結婚のための基礎理論の構築はなお貧困であっていわば勘に頼っているに過ぎないように思われる。結婚学とでもいふべき結婚についての科学的な基礎的理論の確立もまた緊急を要するように思われる。

2.1 婚前教育の必要

現在の未婚者の手に届きやすい婚前交際や結婚に関する情報は、極めて興味本位に偏った性と愛の技術のみといえる。同時に若い未婚者は結婚を社会関係とみずに個人関係としてのみみる。その意味では、例えば個人に埋没した同棲は決して結婚制度を革新していくエネルギーにはなり得ないはずである。日本の青年層が結婚に求めている幸福と安定を獲得し持続していくためには、情緒的な共感だけでは不十分であり、そこに理性的なもの、実際的な処世智が必要であり、なによりも結婚が社会的に受け入れられていることが大切である。反社会的な結婚は、本人たちの希望や勇気に

もかわらず、しばしばざ折の危機に直面するであろう。

更に、従来から、不幸な結婚の反対が幸福な結婚であると漠然と考えられてきた。しかし、幸福な結婚には、それ相当な積極的要因があるのであり、結婚の幸福と安定の構造については一層の調査、分析、研究が必要である。古い結婚観にかわるものとして、性を含めた結婚の幸福と安定に関する包括的、統合的な教育の理論と環境づくりを進めることがとりわけ急務である。

結婚前の男女交際において、私的な婚約の了解という時点が、二人の関係の実質的な転換期になりつつあることを、本報告では特に留意したい。しかし、一般的にいて、恋愛結婚志向の大勢の中で、婚前交際におけるルール感覚は未熟である。新しく生れつつある結婚風土の中で、婚前交際の在り方を、特に重視して教育の重点にすることが大切である。その際、これまでの結婚に対する教育が行ったような性教育や家族計画を中心にしたものではなくて、結婚は何によって支えられるかを主題としたものでなければならないのである。換言すれば、従来のように、結婚の中における幸福を主題とすることを超えて人生の中で結婚をどう位置づけるかを主題としたものでなければならないのである。しかも、それは男女でともに考える形のものでなければならない。同時に、女性の結婚観に色濃く投影している適令期思想と、貞婦、二夫にまみえず式の考え方からもっと自由になる教育も繰返し行う必要がある。

3. カウンセリング機関の設置及びカウンセラーの養成

婚前教育が結婚後の生活におけるトラブルの予防であるにしても、長い結婚生活のうちには、これをもってしても防げない問題が発生する。既に指摘したように、婚約者調査によると、その心理的メカニズムの中に

危機をのり超える能力が弱いという結果が表れており、事実、結婚期間の短い者に離婚が多い。核家族においては、夫婦関係の破綻はそのまま家族の崩壊につながっていく。しかも直系家族に比較して、危機に対する耐性も弱い。ためこうした結婚後の事態に対する有効適切な措置のアドバイスが望まれる。すなわち、当事者に対して問題処理能力をつけるとともに、それを援助する専門的機関の設置およびカウンセラーの養成が必要である。

また、潜在的離婚のような事実上の崩壊家庭においては、子をかかえた妻の負担は大きく、妻自身の経済力、自活能力の養成とともに、社会的機関においてより積極的な援助がなされることが必要である。

第2部 家族・家庭についての要約と提言

第1節 要 約

この第2部において我々は様々な角度から、現代日本における家族家庭の中での婦人問題を取り上げて検討してきた。いろいろな意味をもつそれぞれの事項を簡単に要約するのは危険であるが、各項目がもつ問題点のみを短く摘出しておこう。

第1章の夫婦の関係では、まず夫婦の役割構造は伝統的な分業型を維持し続け情緒的にも8～9割の夫婦が満足している大勢がある。しかし、農家の嫁ないし姑の立場にある妻は、人間関係と労働過剰の問題が、夫が出かせぎしている農家では、子供の育児責任と交際問題に悩みをもっている。そのほか、子育てを終わった後の中年婦人に動揺がみられること、夫婦共通行動がなお少ないこと、夫が依然として家事を分担していないこと、夫婦の間で認識にずれがあること、などが明らかになった。

第2章の親子の関係では、理想としても現実としても「子供2人」の出産計画が確立し、結婚後親と同居しない夫婦にあっては、長子の育児手間が離れてから末子婚出までの期間が約12年、子の全員が婚出したのち夫婦のみになる期間が約14年にもなるという生活周期の変化が起っている。しつけについては、現代の家庭では母親が中心になって担当しており、特に出かせぎ家庭などでは父親不在による悩みが大きい。また三世代家族、共働きの妻などは、別の問題を抱えている。男の子と女の子に対するしつけ内容及び期待には違いが大きい。女の子の場合は青年期に入ってからでも経済的、精神的な自立は期待されず、人生の最も自由で楽しい時代と考えられる反面、拘束、依存が強い親子関係をもっている。

第3章の女性の老後については、女性は男性に比べ、より長い老後生活を送ることになるので不安は大きく、特に経済的安定と病気で寝込んだ時の介護が問題である。女性は一般に自活能力が低いため、子供への依存が極めて高く、子供の家族との同居形態が依然として支配的である。したがって寝込んだ場合、身の回りの介護は多くは嫁の負担となっている。

独身女性の場合は、子供への依存ができないので問題はより深刻で、社会的施策への要望が強い。

第4章の家庭経済によると、家庭の民主化、核家族化、農村の都市化などに伴い、家計管理の主導権が女性の手に移行して、その地位向上をもたらしている。

しかし、物価高や、病気、不時の災害、老後などに対する社会保障の不備などの中で、家計を安定させるため、家計担当者として試練に立たされている。

第5章の女性の家庭における法的地位として、女性は結婚すると家庭内の仕事に従事することになるが、それに対する評価は低く、結婚後に築かれる財産はほとんど夫の名義となる。妻が農作業に従事する場合も同様である。また夫の先祖伝来の不動産に対しては妻自身、相続権利意識が低い。相続分についても無知が多く、特に農村にその傾向が強い。また、家の跡取り、親の扶養、祭祀などとの関連で相続分などを考慮している実情がみられる。

第2節 補 論

ところで、現代日本における「婦人問題としての家族・家庭の問題」は、上記諸点にとどまるわけではない。継続的に存在する女性老人の世界一高³の自殺問題のほか、最近に限っても、子捨て、子殺しにみる母性喪失、⁴親

による幼児奪い合い紛争、一医師によるえい児あつせんなど、特に親子間の病理現象を突く報道が、相次いで、女性の不安感を誘っている諸問題があり、更には、優性保護法の改正も検討されている。以下これらについて、その問題点のみを簡単に付記しておこう。

1. 子捨て、子殺し問題

最近の家族に関する新聞報道の中では、親の乳幼児に対する遺棄、殺人の記事が最も多い。現象としては、妻と離婚したか、妻に家出された父親が、子供を高速道路やデパートに遺棄するものと、母親によるえい児殺し、及びコインロッカーを利用した生み捨てが目立つ。後者のかなりのものには未婚の母も加っているものと見られ、「母性の喪失」として話題になったが、他方、母親をそこまで追い詰めた父親も責められるべきである。との意見も出ている。全体としては、特に差し迫った理由もないのに子供を切り捨てるといふ「無情なエゴイズム」に対する親、特に母親批判が強いが、実は統計的に見た場合、幼児遺棄、えい児殺しの実数そのものは、ともに以前よりは減少しているのであり、47年秋からこの種の新聞報道が急増したために、事件そのものが急増したかのような印象を与えてきたことを注意したい。

2. えい児あつせん事件

宮城県の新田産婦人科医が、妊娠7カ月以上で中絶を希望する婦人を説得して出産させ、子供を欲しがらる夫婦に戸籍上実子としてあつせんすることを10年間に約100人も続けていた事実が公になって話題を呼んだ。同医師の行為は、幼い生命を尊重し、養子とすることによって将来起こるトラブルを防ぎ、不義の出産に汚名を着せないために、あえて法を犯したやむを得ない善意的行為だ、と見る意見がある一方、生命の責任をもつ医師

はもっと自重すべきだとか、一医師が独断で子供のあつせんまで行うことの危険性を強調する意見も強い。

また、この問題は、もらい子を戸籍上実子として記載するほか、すべての関係において実子と同じ扱いをするいわゆる「特別養子制度」の立法促進運動まで生んだが、これに対しては、近親結婚禁止の歯止めがなくなる危険や、特別養子制度を作ったとしても、従来どおりの虚偽の嫡出子出生届を根絶できるとは考えられない。

3. 優生保護法改正問題

47年に優生保護法の改正が国会に提出された。人工妊娠中絶の適用事由及び優生保護相談所の業務内容等について、所要の改正を行おうとするものである。しかし、母性保護医協会やウーマン・リブの団体などは、やみ中絶が増えてかえって危険となる、受胎調節の技術指導や育児福祉政策の方が先決である。中絶の決定権は女性側にある、更に人口増を促すのは世界の動きに逆行している、などの理由を挙げて強く反対しているため、国会審議はなお継続している。

第 3 節 提 言

以上のように、現代日本人の家族、家庭が抱える問題点は様々あり、病理的とみなされる側面も決して少なくない。女性は多くの場合、家庭の中の妻及び母として中心的位置を占めているのであるから、家族・家庭問題はほとんどイコール主要な女性問題の困難なものの一つなのである。

しかしながら、今回の総理府意識調査でも再確認されたように、現代日本の家族・家庭は「成人の情緒的安定」と「子の産育」という基本的機能を維持しており、コミュニケーションなど家族・家庭に代る別集団もほとんど見るこ

ともなく、支持もされない以上、人間生活にとって極めて重要な第一次集団としての役割を失っていないばかりか、マイホーム主義のプラスの側面にうかがわれるように、日本人にとって貴重な人間性回復の場として期待されている。ただ、現実には、その期待に充分応えるものになっていないということである。

1. 家族の多様性と住居の保障

結局、「よい家族・家庭」とは、必要水準を下回らない生活内容を保ちうる収入が継続してあり、その生活基盤や家族成員の一部が事故で失われるなどの非常時の際には社会的援助が受けられる保障があり、その中の夫婦と親子は愛情的な人間関係を保ち、家族の成員全体が、家庭の中で安定しかつ満足しうるものだということができる。このような目標を達成するためには、何よりも物価の安定や公害防止などによる全体社会の安定が先決であるが、日常的に必要な具体的項目として、次の施策を求めるべく提言したい。

個人と同様家族についても、基本的には自由な生き方が承認され、価値観の多様性がある以上、画一的な形態の強制は避けられねばならない。特に、直系家族制（現実には拡大家族であることが多い）から夫婦家族制（現実には核家族が中心）への移行期にある現代にあっては、多様な家族構成が併存するのがむしろ当然である。そのためには、例えば住居も、一定のタイプの押しつけではなく、それぞれの家族の事情によってとられたそれぞれの構成に即応するような大きさと間取りのものが用意さるべきであろう。そのためにも最底4室はある住居を家庭の広さの目安としたい。その他の物的諸条件についても同様である。

2. 家庭婦人の法的地位の強化

家庭婦人＝妻は多くの場合、自己の固有財産を持っていない。しかし、大部分の家庭は、夫婦二人の協力で営なまれ、家計を共通にし、労働力を再生産している。また、夫名義で得る所得には妻の家事労働を中心とした協力が含まれており、夫婦双方の財産であるとの意識を9割近くの夫婦がもっている。したがって、民法における夫婦別産制のもとにおいても夫婦形成財産は共有と規定すべきかどうか更に検討すべきであろう。

したがって、離婚の際も、配偶者が他方配偶者に請求するのは「財産分与」ではなく、「財産分割」と規定を改めるべきであろう。

或は、夫死亡によって発生した相続においても、妻たる配偶者の寄与分に相当する財産は夫の遺産から除外し、残余を相続財産とすべきである。なお、中高年の妻の生活維持のために、配偶者の相続分を増加すること、兄弟姉妹が死亡していてその代襲者が存在する時は、代襲者を相続権者、としないこと、などの意見もあり、検討されるべきである。

3. 家庭婦人に対する社会保障の強化

主婦の家計管理と家庭における福祉的労働（育児・夫や老親の世話など）に対して、公正な社会的評価がなされ、更に社会保障による生活の充足がなければ、家庭婦人の従属的地位を実質的に向上させることはできない。したがって、児童手当にしても、第3子からでなく第2子から支給され、期間も高校終了まで延長し、所得制限を緩和するなどの改善が望まれる。同居の老人に対する嫁・妻などの介護手当についても実施することが望まれる。また夫の厚生年金等についても、配偶者への配慮が不足しているので、給付率を上げるなどの措置が望まれる。なお各種の税制（特に贈与税と配偶者控除）についても、配偶者への特段の配慮が必要である。

4. 家庭婦人の健康への配慮

家庭婦人は健康管理について制度的に保障されることが比較的少なく、過労や精神的ストレスなどからくる疾病に対する保険・医療的対応がおくれがちである。特に農漁家の妊婦については、過労に陥りがちなので、健康管理を一層徹底させる必要がある。

また重病人を抱えた主婦の負担を軽減するために、病院特に老人病院を数多く設置するほか、家庭と病院との中間的施設であるナースング・ホームや訪問看護婦制度を創設・充実したい。

5. 自覚を促す教育と学習

以上の諸点については、単に制度を改めるのみでは真の効果が期待できない。これらの問題についての知識と意欲を高め、伝統的な慣習を改めていくような態度を形成するための社会教育が、特に婦人に対して徹底してなされる必要が大きい。

第3部 職業についての要約と提言

第1節 要 約

I 雇用者を中心とした女性の意識

1. 職 業 観

戦後における女性の職場進出は、35年以降の高度成長による技術革新、若手労働力の不足、一方には、女性の教育水準の向上と相まって、急速に進み、25年に比べ3倍に近い増加をみせた。この動きの中で、女子雇用者は従来の低学歴、若年未婚型から、次第に脱皮しはじめ、新規卒者の主力は、高校卒業者となり、配偶関係別では、既婚者が未婚者を上回り、平均年令、平均勤続年数も上昇を続けるなど、大きな変化をみせている。

今回の調査によれば、一般的に女性が職業を持つことについて、未婚の若い女性は結婚・出産を大きな曲り角と考えており、生涯職業生活継続派は少数である。また、主婦で内職やパートタイマーで働いている人達の過半数は、子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよいという考え方を示している。更に、職業の中断が職場における能力発揮や地位の向上にとってマイナスになるであろうと考えられる管理・専門技術・技能職にある人の半数も同様の考え方を示している。

結婚・出産を機会に一時家庭に入ることが、大半の女性の考え方のものである。しかし、一方長期勤続女性の職業継続意欲は強く、特に勤続10年以上の層に高い点も注目しなければならない事実である。

2. 雇用管理の男女差に対する女性の反応

賃金・昇進・昇給更には女子特有の定年制など、職場における男女の格差に対する女性の反応をみると次のとおりである。女子若年労働者の職場における悩みや不満の筆頭は、人間関係であり、男女差別についての不満は比較的少ないが中高年層では別の傾向がみられる。現在、職場に不当な男女差があると考えている者は約2割で、その内訳は、昇給が最も高く、次いで昇進、能力を評価してくれない等である。特に未婚の30才以上の層に昇進に対する不満が高く、既婚の30才以上の層では能力を評価してくれないことに対しこの傾向がみられる。

しかし、一方、仕事にやりがいを感じているのは、未婚者より、また男性よりも既婚者に高く、更に年令が高くなる程、その満足度が高くなっており、長期勤続の中高年層は、職場の男女差別に悩みつつ、仕事へのやりがいを模索しているといえよう。

3. 多様化と停滞現象

以上のように、女性の人生における職業生活の位置づけについては、かつて、女性の職業といえば、結婚までの短期就労が当然視されていた時代にくらべ、職業継続を志向する者、再就職を志向する者等いくつかの変化がみられる。いずれの場合も、男性優位の職業社会の中で、多くの壁に悩みつつも前進を求めている女性、経済的必要から中高年就職を求めている女性、乳幼児を持って悪戦苦闘している女性、保育所不足から、それもできず心ならずも、退職して行った女性達、一方、専業主婦であることに喜びを感じている女性達と、まさに多様化現象を呈している。

しかし、わが国の現状は職業と女性という問題をめぐって様々な価値観が模索されている時代で、その背景として、男女の役割分業に対する社会通念、職業と育児の両立のための社会環境の不備、職業を短期的なものとして位置づけている女性の意識、週休2日制の普及、労働時間の短縮等の生活環境条件の未整備という5つの要因が複雑にからみ合い、一種の停滞現象ともいえる悪循環をひきおこしている。現在は、この悪循環をうち破る強力な試みを行っていく段階にきているといえよう。

Ⅱ 女子雇用管理に対する企業と労働組合の態度

1. 雇用管理の現状と今後の方向

わが国の企業における女性の雇用管理は、未だに旧来からの伝統的人事管理を脱しておらず、大勢は依然として、若年、未婚者を中心とする単純・補助労働、短期勤続、低賃金という管理方式が受けつがれている。このため、職業継続を志向する女性は、勤続年数が長くなるに従い、男性と比べて、職務内容、賃金、昇進等に大きな差が生じ、職業意欲、仕事への情熱を失わざるを得ないのが実情である。また、さきに述べたように、再就職型の人生設計を志向する女性の割合が高いにもかかわらず、現状では前職経験を評価され、それに見合う賃金が得られることは少く、退職時と同等、あるいはそれ以上の条件で就職することは困難である。

職業に対する女性の多様な欲求をふまえた雇用管理制度をつくることは、企業の社会的責任の一つである。当面考えられることは、女性が働きがいを持てる職場づくりをすること、女性が男女差別に悩まされることなく、安心して子供を生み育てながら仕事が続けられる職場作りをすること、また、中高年令層の就職希望者が能力と適正に見合った仕事につけるよ

うにすることなどの配慮が必要であろう。

2. 男女賃金格差

企業の処遇における男女差の基本は賃金管理にあることはすでに述べたとおりであるが、現在企業の大多数はその賃金制度に生活保障給的な本人給を定めており、このうちの過半数が性別による決定基準を設けているなど、依然として、日本式雇用慣行を基盤とした男子世帯主を基準とする生活給で賃金カーブが決められている。賃金を男女の差なく、職務ないしは職務遂行能力等に関連づけて決定してゆくためには、社会保障制度の充実、住宅問題の解決等、女性の問題の枠を超えた社会経済機構の中での再検討が必要であり、更に女性の職域の拡大と、上級職種への進出を同時に進める必要があろう。

3. 職域拡大

女性の職域を拡大していくことは、女性の能力開発上、また男女の賃金格差をなくすためにも重要なことである。

今回の調査から過去5年間に女性の職域拡大方向をとっている企業が、3分の1を占めており、この点では労組幹部の見方もほぼ一致している。しかし、現在進められている職域拡大は女性が常に男性の後塵を拝しているというものが多く、男女の役割分業思考による管理方式が根強く残されている。

4. 昇進・昇給

昇進・昇給の男女格差を解消することに対し、企業は消極的である。長期勤続者の処遇についても、男性同様な管理監督職に育て活用する考えをもつ経営幹部は極めて少なく、せいぜい専門職あるいは女子リーダーの役割を与える程度の考え方である。女性の能力開発、活用を積極的に

取り入れない企業の管理方式は、教育・訓練にも示されている。企業はその理由として、女性は結婚までの短期勤続が多く、あてにならない労働力であることをあげているが、今後も女性を労働力として期待するならば人事管理の基本にある男女の役割を固定化した意識を改める必要があろう。

5. 中高年令者の就職

企業は、今後も主婦の労働力化に期待をもっているが、中高年女性の就職の典型としては、パートタイマーとしての就労があげられる。

しかし、現在のパートタイム雇用には、不明瞭な労働契約、長い労働時間、低賃金等多くの問題があり、企業がこれらの問題に対処することが、中高年女性の職場参加を促進するうえで重要な点となろう。

しかし、現在経営幹部は、パートタイマーの時間当り賃金、賞与支給の基準、社会保険の適用などを、フルタイマーと同様に扱うという考え方には消極的であり、労働組合幹部もこの点の実現は困難とみているなど、前途は必ずしも明るくない。

6. 労働組合への期待と現実

今後、職場における女性の地位の向上を促進するうえで大きな役割を期待されるものとして労働組合がある。労働組合が女性の要望を汲みあげ、企業に対して強く要求することによって、女性の労働条件の向上、男女格差の解消は進み、その効果は未組織労働者にも及んでゆくであろう。

今回の労組幹部の意識調査にみる限り、考え方として女性の職場における地位の向上に積極的改善の方向を示しているが、具体的な取り組みについては消極的な面もある、同時に労働組合員としての女性の発言

力は弱く、自らの地位向上のため、現状改革の推進力にはなっていないようである。労組幹部が女性問題についての認識を深めるとともに、女性自身の積極的な組合活動への参加が必要であるといえよう。

Ⅲ 共働き家庭の生活

1. 共働き家計の状態

共働きには、そのための経費が必要であるとともに、その収入増加によって家計諸費目に対する支出を増やすことができる。後者はしばしば共働きの動機と結びつくし、前者はその負担として家計を圧迫するであろう。この点を明らかにするために総理府「家計調査」から、妻の収入が家計に及ぼす影響について特別集計を試みた。

その結果、全般的にいえることは、共働き収入に依存して充足される主要な生活必要(human needs)は、住居の確保と子供の教育である。しかし、住居を確保するには、妻の収入の上積みが相当の額に達していなければならない、また、大都市ではその可能性も少ないようで、重点はむしろ教育費に注がれている状況である。また、共働き家計の特徴としては、外食費や被服費等があり、教育費にもその一面がうかがわれるが、最も顕著なものは、所得税と社会保障費であり、とりわけ、共働き収入の増加による所得税の急上昇が注目される。

2. 家族関係、主に夫婦の役割分担

職業と家庭生活の両立のために、共働き主婦の身心の負担が大きいことは今さらいうまでもないが、共働き家庭における夫婦の役割分担の実態はどうであろうか。「夫が家事をよく(ときどき)手伝う」は半数近く、妻が専門・技術職である夫の協力度はやや高いが、全体としては「全

然手伝わない夫」が半数を上回る。また、子供が病気の時、夫婦のうち仕事を休むのは妻が約9割にのぼる。「役所・税務署」などの用件の場合は、夫が仕事を休む割合が高いが、それでも約3割に止まっている。

「子供の学校関係」の用事に、夫が仕事を休んで出る率はわずか2%で、家庭責任は妻の側に重い。

総じて、夫の協力度は低く、妻が専業主婦の夫とあまり変らない生活態度を保持しているようである。また、子供も家事への協力度は低く（ことに男の子）、男女差が目立つ。

妻が職業を持つことについては、収入や能力発揮などの面から、夫婦双方がプラスの評価をしている。また、「妻が家庭と職業を両立させている」と評価する夫は9割にのぼっている。しかし、「仕事をできるだけ続けたい」と考える妻は約9割を占めるのに対し、「続けてもらいたい」と望む夫は約6割に止まり、夫婦の気持の開きがうかがえる。

日本では「夫は外で働き、妻は家を守る」という伝統的な役割分担意識が強い。しかし、家庭に手代わりのない核家族時代一まして「夫も妻も外で働く」共働き家庭においては、夫婦の役割分担を固定化せず、柔軟にすることが、必要と思われる。それには、夫婦の自覚と同時に、学校教育や社会慣習（例えばP・T・Aの会合などが、その名称にもかかわらず、両親を対象とせず、しかも母親は家庭にいるものとして、ウィーク・デーの日中開かれる。）を、働く母親がふえている現実にあわせて検討することも必要なことではないだろうか。

3. 母性保護

母性保護は、働く女性の健康を守るうえで、また、次代を担う子供の健全な発達のためにも欠くことのできない条件である。しかし、働く女

性の妊娠・出産の状況は、家庭婦人と比較して異常が多いことは、労働者の母性の健康管理に関する専門家会議第一次報告書においても一部の専門家から指摘されており、また実態調査においても明らかにされている。

労働基準法に定められた母性保護実施状況をみると、高い水準にあるのは私的企業よりも公的機関の職場、労働組合の組織率の高い職場、女性の多い職場、大規模事業所、雇用形態の安定している者であり、労働基準法の規定を上回っている所も多い。一方、私的企業、組合の組織率の低い職場、女性の少ない職場、小規模事業所、パートなどの雇用形態が不安定な者は、母性保護の水準は低い。

4. 育 児

子供をもって働く女性の保育を援助する主要な対策は、子供の発達段階に対応し、育児休業、保育所、学童保育施設などが望まれる。

保育所は依然不足しており、増設の要望は高い。また、最近は一に増設という数の要請をこえて、働く母親の労働条件や地域の実情に見合った長時間保育、乳児保育、病児保育、夜間保育などその幅がひろがっている。

ことに、産休明けから乳児を預ける認可保育所が極めて少ないため、乳児保育の多くは、無認可保育所に頼らざるを得ない現状にある。

学童保育施設は、全国で約1,100カ所、約4万人の児童が対象とされているといわれているが、国によって制度化されていず、行政上の位置付けが明確にされていない。地方自治体により公立化されている場合には、設備基準や指導員の待遇なども明確にされているが、大勢を占める共同保育、委託事業の場合は、保育料の父母負担額も高く、設備も父

母が持ち寄って整える状況であり、夏休みなどの長期休暇には、休所する例もあり、指導員の待遇もかなり悪いなど問題は多く、指導員と母親の熱意に支えられているのが実情である。

女性の職場進出の動向からみて、学童保育の必要性は高まっており、その制度化と充実はさし迫った問題である。

育児休業を実施している事業所は2.3%にすぎない。制度の必要性や意義を認める者は多いが、休業中はほとんど無給であり、また休業期間終了後の保育所の受入れ体制がなければ、職業を継続することはむずかしい。育児休業と保育所の関係は二者択一のものではなく、双方が補完し合うものとして、どちらも必要である。一方、母親側の勤務体制についても企業が育児のための便宜をさらに計るなど、働く母親の育児負担の軽減については家庭と行政だけでなく、今後は企業も加えたトライアングルの形で解決を計る方向が望まれる。

Ⅳ 農家主婦を中心とした自営業主婦の就業と意識

労働力不足に伴って、婦人雇用が増加した半面、自営業における女性の就業は減少傾向を辿ってきたが、これは、農業などの第一次産業における減少のためであって、都市自営業ではこれと異った動きもみられる。特に都市化・労働力不足・知識集約化の影響が強い小企業・自営業における女性の就業は、特に家族従業者として顕著な増加を示している。

一方、農業の自営業就業が全体として、縮小するなかで、すでに早くから男子労働力の兼業化が進み、農家の主婦が量的に農業従事者の中核を占めるようになった。

更に、ここ数年間は、農家主婦の農外就労と呼ばれる賃労働化や内職化が進んだ。そのために、多くの農家主婦は農業労働・家事労働のほか

に農外就労の負担をも背負うような事態になっている。そして、この農外就労を主婦自身は「家計補助」と評価している者が多いが、「社会的視野が広まる」、「家からの解放」、「自分の能力を生かせる」という精神的満足感も無視できない。しかし、多くの農家主婦の能力開発は同様に極めて多忙な都市自営業の主婦などに比しても著しく遅れており、そのため農外就労も臨時的な不熟練職種への就業がその大部分を占めていると考えられる。更に、農外就労している主婦が気がかりなこととして「家事労働」、「健康」をあげており、家事労働の合理化が進んだとはいえ、なお多くの農家主婦は、休養を欲している。このことは、家事労働の合理化や社会化だけでなく、健康的にも農外就労のための個人的・社会的な諸条件が十分整備されないまま、兼業化していることを示している。

また、現在、兼業に就業していない主婦の中にも、潜在的兼業労働力のかなりの大きさが予想されるので、現在、農外就労しているものに加えこの層についても兼業条件を十分整備するような農業政策、労働政策、社会政策が実施されなければならない。

第2節 提 言

女性の職業に関する種々の問題点とその解決のために実施されるべき方策については、それぞれの章において述べてきたところであるので、ここでは、これらのうち特に重要なものにしばって述べることとする。従来から実施されている措置で不十分なもの、その必要性がくり返し要望されているものについても十分な対策を講ずる必要があることは言うまでもない。

1. 「職場における男女差別」の苦情処理機関の設置

昇進・昇格の男女格差、女子の若年定年制などをなくし、男女の均等待遇を確保するために「職場における男女差別」の苦情処理機関の設置が必要である。

現在、女性が職場で賃金以外の処遇について男女の差別的取り扱いを受けたとき、救済をもとめる公的機関がなく企業内の内部処理に任されている以外、裁判による他はない。しかし、裁判には長い年月と費用がかゝり、また当事者でなくては、訴えられないという制約があるので、具体的事例について、調査斡旋、調停ないしは、是正勧告を行う組織を設けることが有効であると考えられる。

2. 共働き主婦に対する配偶者控除の適用拡大

税制における配偶者控除は夫の所得に含まれている妻の家事労働の経済的価値を評価する意味もあろう。

現在、給与所得者である妻は、一定額を越える所得がある場合、夫の所得からの配偶者控除の適用を除外される。

これは、一部の共働き主婦の家事労働に対する経済的価値を認めないことであり、税負担公平の原則にも反するものといえよう。

一定額以上の給与所得者である妻も配偶者控除の対象とするよう配慮を要望する。

3. 学童保育の制度化と充実

乳幼児保育所の増設と充実は当然のことながら、学童保育は先にみたように、その需要が大きいので、この制度化と内容の充実に早急に着手する必要がある。

なお、これらの施設の設置については、都市計画の一環としても進めること、例えば、公共住宅の建設のみならず民間の大規模な住宅建設の際も設置するよう、行政指導ないし措置がとられることを要望する。

4. 育児休業中の所得保障

48年12月、失業保険制度研究委員から労働大臣に提出された報告では、「雇用保険制度」の中で、出産・育児等一定のやむをえない事情により離職し、求職活動ができない場合には、失業給付の受給期間を延長する措置を講ずるよう提案している。

一方、育児休業中の女子労働者については、その休業中の所得を保障する制度がないので早急に検討する必要がある。

5. 企業による子育てへの協力

労働省がすでに普及促進に着手している育児休業のほか、乳幼児をもつ親のための勤務時間の短縮、病児休暇などの制度を企業が積極的に導入することを要望する。この場合、これらの休暇をとった者が職場において不利な取り扱いを受けることのないような配慮が必要なことはいうまでもない。

なお、これら諸制度の普及を促進するため、なんらかの所得保障を行なう制度を検討する必要がある。

6. 女性の職業教育の充実

女性の一生における職業の位置づけは、ますます重要となってきている。このことについて女性自らが自覚するのみならず、社会全体が十分な認識

をもち、配慮する必要がある。

- (1) 義務教育のなかに、女性と職業について考えさせる新しい単元の創設と、女性の職業意識形成上不利になる記述がないか教科書の総点検を実施する。
- (2) 高等学校における女子のみの家庭科必修についても今後検討する必要がある。
- (3) 女性の進路指導、職業指導をより充実するとともに、その指導に当たる教員、関係行政機関の幹部及び担当者などにその重要性を十分認識させる機会を設けることが望ましい。

7. 農家主婦のための地域別協議組織の設置

農家主婦の職業上、及び家庭内の地位を向上させるためには、世帯主などとの関係において農業経営上の役割を明確にするだけでなく、老夫婦との関係において土地所有に対する権利を確立させなければならない。そのためには、農家主婦の職業的能力を開発向上すると同時に、老夫婦の生活保障を確立向上させる必要がある。こうした問題や対策を自主的に調整企画するために、地域別協議組織を設けることが望ましい。

8. 婦人関係行政機関の連絡調整の強化

わが国の行政組織は、一般に縦割行政で横の連絡調整が不十分であるということはつとに指摘されてきたところであるが、今回の職業を主題に調査を行った過程でも、縦割行政故に問題解決が遅れているのではないかという疑問にぶつかったことも少なくない。例えば、学童保育についても、厚生省、文部省、労働省にまたがってかかわりあいがあるが、三省の連携

がなかなか進まないように思われた。いくつかの省にまたがる問題の解決を進展させるにはどうしたらよいのか。女性の職業についての問題を解決するにはぜひその壁を破って画期的な施策の推進を図る必要がある。このためには、今回の調査で明らかになった問題の解決ないし提言の実施を促進し、新しい情勢に対応して行政に問題提起をするための民間有識者によるフォローアップ機関を設置する必要がある。また、関係行政機関の総合調整を強力に推進するための方策を検討する必要がある。

第4部 市民活動についての要約と提言

第1節 要約

以上の調査結果をもとに、今後の女性の市民活動を展望し、市民活動における女性の地位と役割の課題を要約すれば、次のようなことになる。

1 女性の市民活動の現況

女性の目が家から社会に向けられるようになり、自由な活動が許されるようになってから、女性の社会的な関心も高まり市民活動に対する意欲も盛んになってきた。いわゆる奉仕活動やボランティア活動に身を入れ、社会参加を試みている層の中にも、また消費者運動や住民運動などに身を挺して働いている活動家の中にも女性を多く見かける。強いて言えば、女性は市民活動の主要な担い手とも言える。

しかし、第1章にも明らかにされているように、女性の市民活動に対する一般的参加状況はまだまだ低調であり、大多数の女性は市民活動の枠外にある。今日、市民活動に参加している層は年令的にはいわゆる子育ての時期を終えた35才～39才層に多く、学歴の高まりとともに市民活動の参加経験率も高まっており、きわだった特徴としては知的、専門的職業に従事する女性層の市民活動に対する参加が群を抜いて高いことがあげられる。

これらの市民活動に対する参加層は市民活動の内容によっても違いがみられ、社会奉仕・慈善活動型の市民活動と、住民運動や消費者運動型の市民活動とでは、参加層の年令的な幅や階層的なひろがりには歴然とした差がある。

2 非参加層の意識と行動

ところで市民活動の経験がない大多数の女性は、市民活動には関心がなく、参加意欲の片鱗もみられないかという点必ずしもそうではない。社会問題や生活問題に対する関心を示すものも決して少ないとはいえず、市民活動に対する参加意欲をひれきする者もみられる。だがその意欲を、行動に具体化するには至っていないのである。それはなぜなのか、第2章ではこの点に焦点を合わせて問題の解明を試みた。特に問題としたのは市民活動に対する女性の意識と行動のずれをひき起こしている要因を検討することであったが、その結果からは次のようなことが要約できる。

市民活動非参加層の女性には一般にこれからあげるような傾向が共通してみられ、それらが微妙に錯綜し合いながら市民活動に対する意識と行動のずれを誘発させているものと思われる。

- (1) 利害関係の直接的な問題に対しては敏感な反応を示し強い姿勢で臨もうとするが利害関係の間接的な問題に対しては反応が鈍い。
- (2) 妻として、母としての役割意識が過剰なほど強く、一人の女性としての意識をその中に埋没させている。
- (3) 一部の女性には社会的、政治的問題に対する判断の自律性が乏しい。
- (4) 生きがいを子どもや家族・家庭、夫に求め、市民活動のような煩わしいことには関知したくないという逃避的、閉鎖的意識がある。

これらのことが女性の生活圏やコミュニケーションの狭さと関連して女性の市民活動に対する意識を弱めさせる働きをし、女性の市民活動に対する積極的な取り組みを阻んでいるといえる。

3 市民意識の成熟

さて全国的にみればまだ少数派に属するだろうが、市民活動に身を挺し

大なり小なり成果をあげている女性もいる。第3章はこれらの女性に焦点を当て、その活動に関する事情聴取の結果をまとめている。事情聴取の中心的課題は活動に入った動機、活動過程における女性自身の変化、家庭と活動の両立、市民活動における女性の地位と役割を確めることにあった。この順序に従い調査結果を要約すると、女性が市民活動に入った動機は誠に多様であり、これを一口に述べることはできない。しかし、活動を進める過程の中でほとんど全ての女性が自己変革を体験していることはまぎれもない事実であり、活動意欲の高まり、社会的視野のひろがり、知識の深まり、新しい連帯感の出現などが共通に感じ取られている。

4 新しい女性の形成

さて、女性の市民活動を制約する一つの重要な条件として家庭がある。多数の女性の中には家庭が市民活動への足かせとなって困っている者も少なくないが、市民活動に参加している女性は、活動と家庭との両立についてはそれなりの対応の仕方を考えている。活動から生ずる家庭へのひずみを自己の内部で解決していく者もいれば、仲間との連帯によって解決の方法を見い出している者もいる。女性が市民活動と家庭を両立させるには努力もさることながら、育児・家事の共同化など工夫が必要なことを事例は教えている。

とにかく市民活動を経験した女性は、かけ替えのない体験を通して女性の地位と役割を感得し、男性に決してひけをとらないという自信を強めている。恐らくこういう女性の力が今後社会を変えていく大きな原動力となろう。とすれば、過半数に及ぶ市民活動非参加層の女性がどのようにして変わっていくのかが今後の課題となってくる。次にこの点についての提言を調査結果に基づいて行うことにする。

第 2 節 提 言

1. 市民意識形成の場の拡充、市民活動に参画する水路の形成

女性が自分自身を家から解き放ち市民活動に参画するようになるには、市民意識の成熟を待たなければならない。したがって、まず必要なことは、市民意識を形成していく場を現在よりも一段と拡充することである。社会教育をはじめ、民間団体等の行う教育諸活動の中に市民意識形成の場を明確に位置づけることも具体的方法としては可能であるが、この場合民間団体の実施するものに対しては、その運営にかかわる費用について公費補助の道を開くことが望まれる。

また学校教育においては市民意識の場をカリキュラムの中で一層拡充し、市民意識の形成を一つの軸とした生涯教育の体系化が切望される。

次に、女性が市民活動に参画しようとする場合、どうすればよいのか、市民活動への水路が明確でないので、その点を強化するという意味から、公共施設の一室にボランティアコーナーを作り、常駐の職員を配置してボランティア活動の案内やサービスに当らせる等、積極的な施策を講ずる必要がある。

2 ボランティア活動の多様な創造と開拓の推進

ボランティア活動の内容や方法、形態などには必ずしも一定のパターンがあるわけではない。社会が高度化し複雑化すればするほど多様なボランティア活動の必要性が生まれてくる。したがって公共機関は広く資料を集め、ボランティア活動の新しいパターンを生み出すための基礎的な活動を開始し、ボランティア活動の多様な創造に対する積極的な援助をすべきである。

特に最近が高令者の中にボランティア活動を希望する者が多くなってい

るので、高令者に適したボランティア活動の開拓と斡旋を行う機関を設置することが急務である。

3 行政の職分の明確化

ボランティア活動の中には、当然行政の責務に属することを補完しているという面が残っている。したがって行政の責任においてなすべきこととボランティア活動に期待されることを明確にし、そのうえでボランティア活動を促進するという諸条件を作り出していく必要がある。そのことが、真のボランティア活動を盛んにする第一歩である。

4 市民活動の拠点施設の設置

社会奉仕・慈善型の活動にしても、消費者運動、住民運動型の活動にしても、これを恒常的組織的な活動として継続させ発展させるのには活動の拠点となる施設が必要である。この施設は単に活動の中核となるだけでなくボランティアの養成や研修、さらには市民活動の情報提供などの機能も含む、名実ともに拠点施設となるべきである。このため行政は施設の設置に努め、その運営は民間に委嘱することが望ましい。いわゆる＜公設民営＞である。

第5部 レジャーについての要約と提言

第1節 要 約

第5部では、女性のレジャーの諸側面をいくつかの既存の調査及び本調査部会が独自に行った調査の結果に基づいて検討してきた。われわれが行った調査には、数量的な結果を期待したエクステンシブなもの、時間をかけた面接によって、レジャーに関する女性の考え方、価値観など深い心理的規制を理解しようとしたインテンシブなものがあるが、両方とも極めて多様な諸側面にふれているので、この章ではその中心的な問題をまとめておきたい。

しかしながら、女性のレジャーについては、以上のような調査活動にもかかわらず、まだ、知られていることよりも、知られていないことの方が多く、また、なされたことよりもなされていないことに重要な意味があることを卒直に認めなければならない。この意味から、最後の「提言」においては、今後の課題とも言うべきものを二、三取り上げて、本文の不十分なところを補うよう

1 労働時間の短縮と女性の自由時間

労働時間の短縮は、必ずしも女性の自由時間を増加させない。

35年をピークとして除々に労働時間が減少し、47年には、週休二日制の普及がみられるようになった。その結果、自由時間の増大が予想され、また、いくつかの世論調査結果は、余暇志向の傾向が強まっていることを示しているし、女性の場合も、若年、老年女性、家庭の主婦のレジャーの活動の活発化が伝えられている。しかし、労働時間の減少が、自由時間の増大となって現れるためには、なおいくつかの社会的条件があることが確

認されており、特に、労働力人口に入っていない家庭の主婦の場合は、労働時間の減少はあくまで間接的であり、より慎重な検討が必要である。

2 家事労働

—— 家事労働は、この十年間に大きく変質しつつあると考えられ、一部の家事労働は趣味化、レジャー化しつつあると考えられる。——

一方家事労働についてみるならば、この十年間、家庭電気製品がめざましく普及したにもかかわらず、主婦の家事労働は増えこそすれ、減少しなかった。これは家事労働の変質化すなわち、濃密化、水まし化、多様化が行われ、この変化の中で家事労働の一部は趣味化、レジャー化する可能性があることが認められた。

3 生活時間からみた女性、特に主婦の生活時間の特徴

—— 日本の主婦の生活時間の構成は、国際比較において低い社会的地位を反映している。——

生活時間調査の国際比較をみると、わが国の主婦の家事時間は、平日はアメリカに次いで少ないが、日曜日の家事時間の減り方は、極めて少ない。この事実については、主婦の夫に対するデモンストレーションという解釈もあるが、より重要な理由として、日本の主婦の低い社会的地位、あるいは儀式的な生活慣習によるものと考えられる。特に、それは諸外国に比べ睡眠時間が短く、日曜日の自由時間の伸びが少ないところに現れている。この意味から、日本の主婦は週休二日制に必ずしも賛成するとは限らないであろう。

4 女性のレジャー活動の特徴

—— 女性のレジャーは男性と比較して、「こま切れ余暇」であり、その活動の種類は限定されている。——

余暇利用として最も多くの人が行っているものは、「和洋裁、編物、手芸」、「ごろ寝やテレビ」、「家事」であり、次いで、「おしゃべり」、「読書」、「ショッピング」が多い。もう少し暇ができた時ぜひやりたい行動は、「和洋裁、編物、手芸」と「旅行、行楽」であるが、男性に比べ種類に比べ種類が限定されており、一つのレジャー活動に費される時間は短く、また、若い時ほど意欲的で年をとるにしたがって尻すぼみになる。

女性のテレビ視聴は男性よりも長く、特に「ながら視聴」が多い。旅行日数は男性の方が多いが、最近では男女の差が縮小してきており、観光旅行に関する限り、30代、40代を除いて男性を上回っている。

5 レジャーを抑制するもの

——主婦のレジャーは、夫と子どもに気がねした余暇であり、主婦の自由な余暇活動は、家族の強い制約のもとにある。——

この部会で行ったインテンシブな面接調査によれば、主婦のレジャー活動を抑制する要素としては、主婦は家庭に在るといふ家庭のあり方、育児、特に手のかかる子供がいること、家事、経済的余裕のないこと等があげられる。また、主婦自身が個人主義的、自律的な生き方を選択できるか否か、それに対する夫の精神面、行動面の協力が得られるか否かにかかっている。特にレジャー活動そのものについて、主婦がより早い時期に高度な水準に達していることが、その活動を持続させ、それに対する夫の理解と協力を容易にさせることになる。

第 2 節 提 言

1 社会的制約からの解放

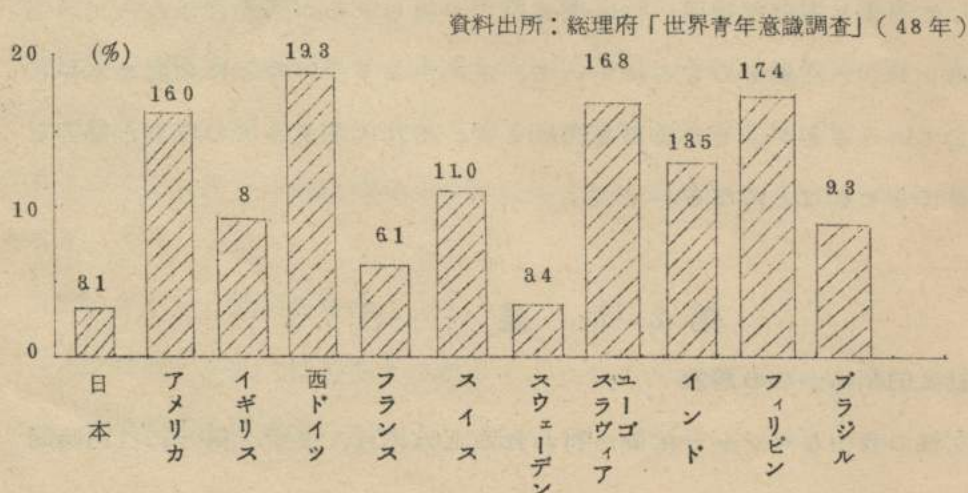
女性の自由なレジャー活動が行われるためには、まず、第一に自由時間

の拡大が必要であり、第二にその自由時間の自由な使用がなくてはならない。我々の検討は、この点において、今日の日本の女性には、いくつかの重要な社会的制約があることを示している。そのような社会的制約の中心に家族があり、女性の自由なレジャー活動にとって、夫と子供がどのような意味をもつかを改めて検討する必要がある。

夫については、第1章で取り上げた経済企画庁の「生活時間調査」が女性の社会的地位の問題として、国際比較の中で日本の主婦の位置を明らかにしているし、第3章では、事例研究を通して、そのような女性のレジャー活動の内面のいくつかを示すことに努めた。

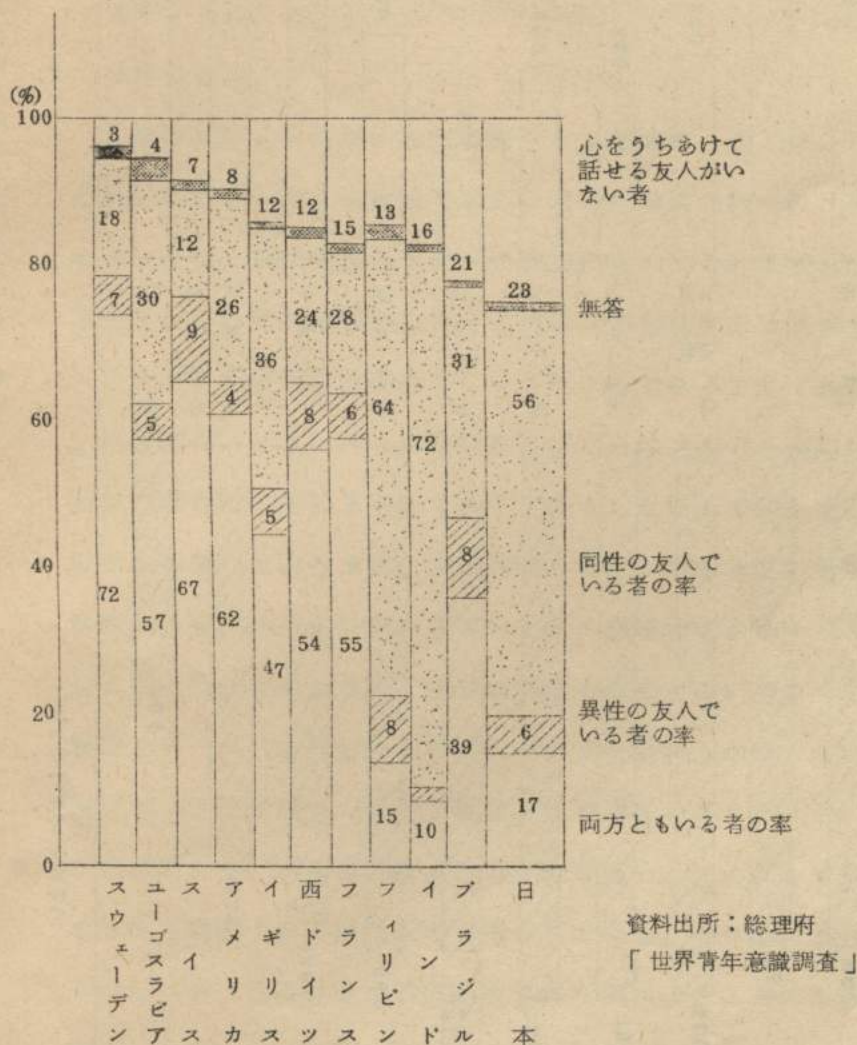
子供についての興味深い事実、総理府の行った「世界青年意識調査」による国際比較にみられる。子供がいる現り、親は家を空けられないという常識があるところでは、子育ての期間の女性のレジャーは時間的にも空間的にも極めて限られたものとならざるを得ない。そして、このような母親の自己抑制は、家族の一体感の中心ではあるけれども、それが子供に対してさえ、必ずしもよい結果を与えていないことを示す事実はいくつかある。

第5-10図 自分達の楽しみのために子供を置いて外出する両親の割合

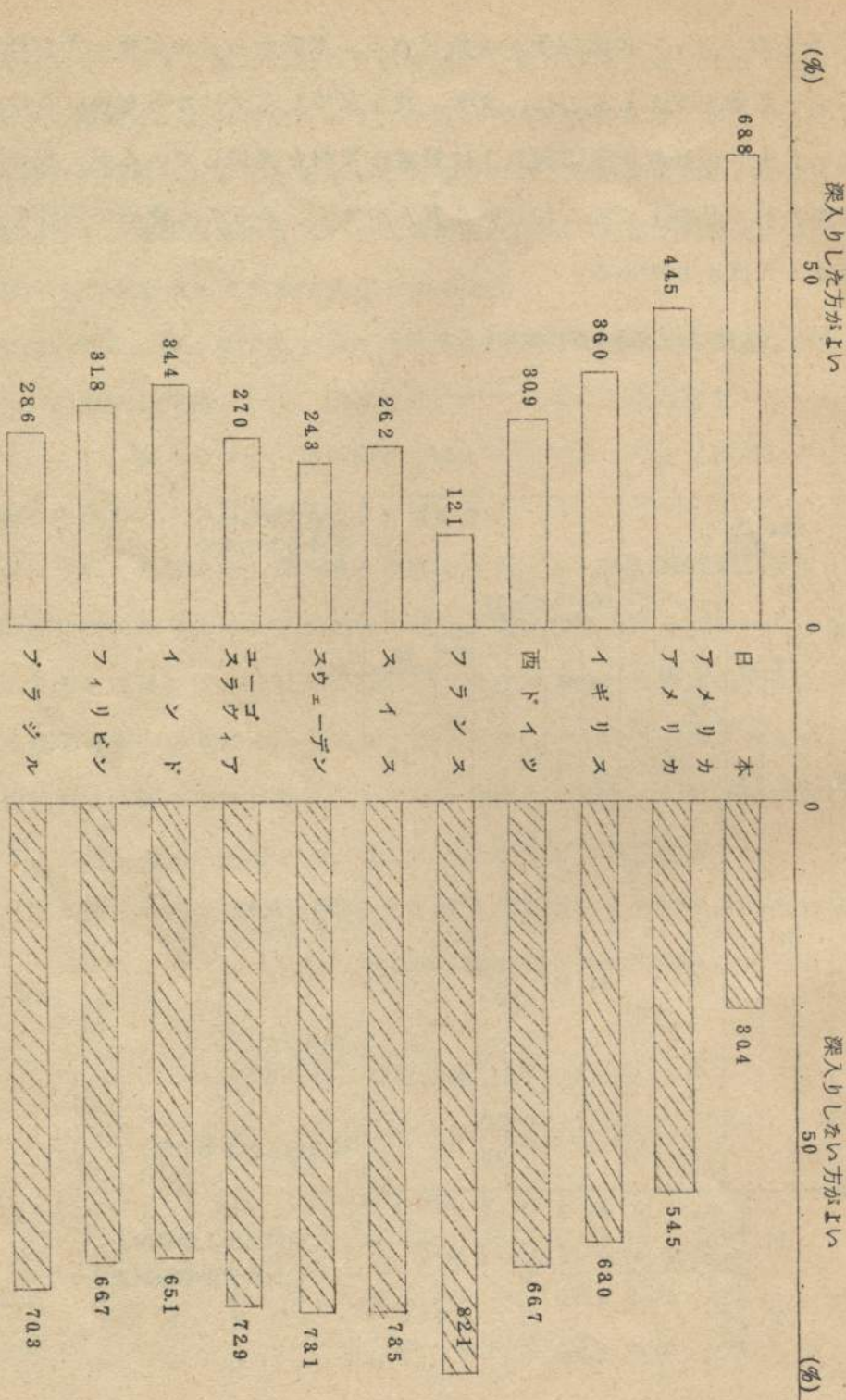


多くのレジャーには相手が必要である。家族から自由になった女性のレジャー活動を支えるものは、まず、良き友でなくてはならない。この点についても「世界青年意識調査」は貴重な資料を提供しているが、我が国の青年の約4分の1にはこれという友人がなく、あっても極めて同性に片寄った友人ばかりである。

第5-11図 心をうちあけて話せる友人



第5-12図 友だちづき合いは深入りすべきか



資料出所：総理府「世界青年意識調査」(48年)

このような友人のあり方が、女性のレジャー活動をまず、家族の中に押し込め、次に家族の制約が緩和される50才以上においては、第2章で取り上げた「旅行の同伴者」についての資料が示すように、地域や旅行団体による団体旅行が友人との旅行を上回るような結果になっている。友人に過大な期待を持つことによって友人を失うことなく、異性の友人を持つことによって開かれた社交圏があることが、望ましい自由なレジャー活動の基盤であると思われる。

2 施設の整備

女性のレジャー活動が家族の枠をこえた時に、さし当って必要なものは、公的、私的なレジャー施設である。この問題については、今まで取り上げなかったが、余暇開発センターの調査によっても「地域社会」に密接した施設としての公共余暇施設の不足が余暇活動の大きな阻害要因（余暇開発センター「新装置基礎調査」（48年））であるとしている。

施設については、それが単に存在するだけでなく、安全でよく管理され、利者の欲求に応え得るものでなくてはならない。公共の施設は、まだ、その数が不足しているうえ、開館時間、安全、清潔などの管理の面、更に保育所、食堂、休憩所、レクリエーション指導などのサービスの点について全く不十分なものが多い、施設に対する需要とは、単にその数だけでなく、管理とサービスを含めたものだという点を強調しておきたい。上記の余暇開発センターの調査では、公民館、小中学校のグラウンド、体育館、教室などに対して、利用率、欲求、いずれも低い、これを単純にそれが必要でないと判断するのは危険であるとしている。それは、これらの施設の数が少ないか、あるいは一般に開放された例が少ないために潜在的欲求が顕在化していないからととれるからである。

小中学校のグラウンドの開放と関連して、企業が厚生施設として持っているテニス場、プール、野球場などの施設も日を限って一般公開が考えられてよいものかもしれない。その数があまりにも多く、また、あまりにも利用されていないからである。

3 レジャー活動に対する教育の充実

レジャー活動の中には、受身的で、知識、技術を必要とせず直接的満足を得やすいものと、能動的で知識、技術、慣習を必要とし、間接的であるが、深く長続きする満足につながるものがある。今日のレジャー産業は前記のもので、金の取れるものが多い。深く長続きする満足は、多くの場合、より複雑な規律や習慣と結びついている。そのようなレジャー活動はとっつきが悪く適切な勧誘と指導があつてはじめて身についたものとなる。例えば、俳句は、外国ではみられない高級なレジャー活動であるが、これも、これも適切な指導のもとで、好きになっていなければ、老人になって暇ができて自分の趣味とはなりにくい。

同時に、いわゆる「おけいこ事」は若い女性の間で、かなり、学習され、そのためにかなりの費用が投じられているにもかかわらず、それを一生の楽しみとする人は必ずしも多くない。「おけいこ事」が花嫁修業のためであつたり、免状のためであつたりするからである。自由なレジャーの教育は「……のための教育」ではなくて、そのこと自身を楽しみ、好きになる教育でなくてはならない。学校教育自身が「……のための教育」になっている時に、これは最も難しい教育であるといえるが、人間の一生にとって大切であり、必要なことであると考えられる。

参 考 資 料

1. 婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱等

婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱

1. 目 的

婦人の地位は戦後大きく向上し、社会経済の著しい発展のもとに、社会における婦人の活動は各分野においてめざましい拡大を遂げた。しかし、そのような活動のなかに、あるいはまた、生活意識、家族生活の諸変化のなかに婦人に関係のある様々の問題が生み出されてきた。

ここに、婦人に関する諸問題の総合的な調査を行ない、婦人の地位の現状、家庭・社会における婦人の生活の状況等について、今日の問題を明らかにし、婦人に関する施策の推進に資する。

2. 調査会議の設置

- (1) 婦人に関する諸問題の総合調査を行なうため、別紙により調査会議を設ける。
- (2) 調査会議は、総合調査の基本的計画の策定、必要な調査活動、調査結果の総括を行ない報告書を作成する。

3. 総合調査の方法

総合調査は、基本的計画に基づき、次に掲げる調査等を総合して行なう。

- (1) 調査会議の委員による研究討議、各界よりの意見聴取等の調査活動
- (2) 一般からの意見公募

(3) 総理府の行なり意識調査

(4) 労働省の行なり実態調査及びアンケート調査

(5) その他調査会議が特に必要とする調査

4. 各種調査等の実施計画及び実施結果

(1) 上記 3 の調査等の実施に関する計画は、基本的計画に基づいて調査等の種類ごとに調査等の実施主体が定め、調査会議に報告する。

(2) 調査等の結果の一般的分析は、実施主体が行ない、調査会議に報告するとともに、公表する。

5. 総合調査の実施期間

総合調査は、昭和 49 年 3 月末日までに終了する。

(別紙)

婦人に関する諸問題調査会議設置要領

1. 設 置

「婦人に関する諸問題の総合調査実施要綱」に基づき、「婦人に関する諸問題調査会議」(以下「調査会議」という。)を総理府に設ける。

2. 任 務

調査会議は、婦人に関する諸問題の総合調査につき、次のことを行なう。

- (1) 総合調査の基本的計画を策定すること。
- (2) 基本的計画に基づき、婦人に関する諸問題を調査すること。
- (3) 調査の結果を総合し、報告書を作成すること。

3. 組 織

- (1) 調査会議は、民間有識者のなかから内閣総理大臣が委嘱する委員20名をもって組織する。

- (2) ア 調査会議に議長を置く。

イ 議長は委員の互選による。

- (3) ア 調査会議に専門委員20名以内を置くことができる。

イ 専門委員は有識者のなかから内閣総理大臣が委嘱する。

- (4) ア 調査会議に幹事を置く。

イ 幹事は、関係行政機関の職員のなかから内閣総理大臣が委嘱する。

4. そ の 他

- (1) 調査会議の庶務は、内閣総理大臣官房において労働省の協力を得て処理する。

- (2) 調査会議の設置期限は、昭和49年3月末日までとする。

2. 委員名簿等

婦人に関する諸問題調査会議委員

江上フジ	東郷女子学生会館館長
江戸英雄	三井不動産株式会社社長
影山裕子	評論家
木下正一	賛育会病院院長
久米愛	弁護士
小菅丹治	株式会社伊勢丹社長
田辺繁子	専修大学教授
谷野せつ	
中鉢正美	慶応義塾大学教授
中川善之助	前金沢大学学長
中根千枝	東京大学教授
中山マサ	
那須宗一	中央大学教授
並木正吉	農業総合研究所計画部長
西清子	評論家
波多野勤子	ファミリー・スクール理事長
林雄二郎	東京工業大学教授
福武直	東京大学教授
藤田たき	前津田塾大学学長
横田整三	朝日新聞社社友

婦人に関する諸問題調査会議専門委員

秋	山	常	元千葉婦人少年室長
岡	田	忠男	東洋大学助教授
川	原	千寿子	サンケイ新聞社社員
金	森	トシエ	読売新聞社社員
神	田	道子	東洋大学講師
小	林	謙一	法政大学教授
佐	藤	彰	博報堂公共本部長
佐	藤	洋子	朝日新聞社社員
袖	井	孝子	東京都老人総合研究所主任研究員
千	野	陽一	東京農工大学教授
原		芳男	東京工業大学教授
人	見	康子	慶応義塾大学教授
広	田	寿子	日本女子大学助教授
藤	原	房子	日本経済新聞社嘱託
松	原	治郎	東京大学助教授
望	月	嵩	大正大学助教授
山	村	賢明	埼玉大学助教授
湯	沢	雅彦	お茶の水女子大学助教授

婦人に関する諸問題調査会議役員

議	長	中川善之助	前金沢大学学長
議	長代理	波多野勤子	ファミリー・スクール理事長

議長代理	藤田たき	前津田塾大学学長
企画小委員長	福武直	東京大学教授
企画小委員	江上フジ	東郷女子学生会館館長
"	影山裕子	評論家
"	田辺繁子	専修大学教授
"	那須宗一	中央大学教授
"	西清子	評論家
"	波多野勤子	ファミリー・スクール理事長
"	林雄二郎	東京工業大学教授
"	横田整三	朝日新聞社社友

婦人に関する諸問題調査会議幹事

内閣総理大臣官房審議室長

" 広報室長

経済企画庁国民生活局長

法務省人権擁護局長

大蔵大臣官房長

文部省社会教育局長

厚生省児童家庭局長

農林省農蚕園芸局長

通商産業省産業政策局長

労働省婦人少年局長

